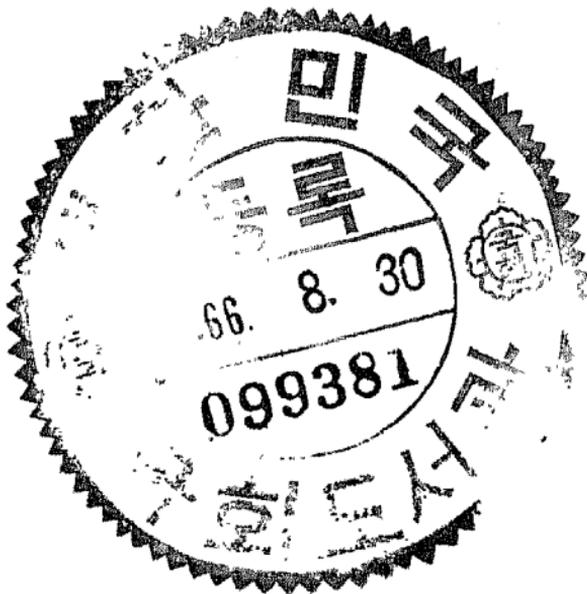


天正十四年

黃海道要覽



951.94
2 5387

凡 例

一 本書は主として最近に於ける本道の事情一般を紹介せん爲編纂したるものなり

一 統計は多く大正十三年の現在を登載せり

大正十四年三月

黃海道知事官房

朝鮮
黃海道要覽目次

第一章 地 誌	一
第一節 沿 革	一
第二節 位置及地勢	五
第三節 氣 候	一〇
第四節 戶 口	一五
第二章 交通運輸	二〇
第一節 道 路	二〇
第二節 鐵 道	二五
第三節 海 運	二六

第四節 江 運	三三
第三章 通 信	三三
第四章 地方行政	三六
第一節 行政組織	三六
第二節 公共團體	四〇
一 道地方費	四一
二 面	四三
三 學校費	五〇
四 學校組合	五三
五 水利組合	五六
第五章 教 育	五七

第一節	普通教育	附書堂及幼稚園	五七
一	國語を常用する者の教育		五七
二	國語を常用せざる者の教育		五九
三	書堂及幼稚園私設學術講習會		七二
第二節	實業教育		七四
第三節	師範教育		七六
第四節	教育施設事業	附教育會	七九
第六章	財政及經濟		八〇
第一節	租稅及公課		八〇
一	國 稅		八〇
二	驛屯土收入		八八

三	地方税及其の他公共團體の賦課金	九〇
第二節	金融	九二
一	銀行	九二
二	金融組合	九五
三	金融組合聯合會	九八
第七章	農業	九九
第一節	農事獎勵機關	一〇一
第二節	土地改良事業	一〇三
第三節	普通農事	一〇六
第四節	穀物検査	一一九
第五節	蠶業	一二三

第六節	畜產	二六
第七節	農事團體	三二
第八章	商工業及鑛業	三三
第一節	商業	三三
第二節	工業	三五
第三節	會社	三九
第四節	鑛業	四〇
第九章	林業	四一
第一節	林野の現況	四二
第二節	林產物	四六
第三節	私營養苗及造林事業	四八

第十章	水産	一五二
第一節	漁業の状況	一五二
第二節	水産製造業の状況	一五八
第三節	養殖業の現況	一五八
第四節	漁業組合及道水産會	一五九
第十一章	社寺及宗教	一六一
第十二章	衛生	一六四
第一節	醫療機關分布の状況	一六四
第二節	獸疫	一六六

附録

名勝古蹟

温泉

海州を中心とする自動車發着時間及里程表

黃海道要覽

第一章 地誌

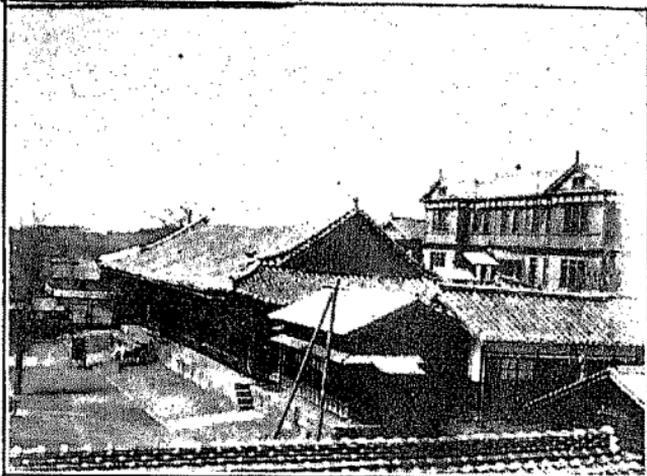
第一節 沿革

本道は箕子朝鮮の疆土に屬し箕氏馬韓哀王二十八年（漢惠帝元年）に燕人衛滿に掠奪占領せられ其孫右渠の時代に至り漢武帝左將軍荀彘をして朝鮮を侵掠し之に樂浪、臨菑、玄菟、眞蕃の四郡を置き本道は樂浪郡の一部に編入せらる。

東漢獻帝建安九年樂浪郡を分割し樂浪、帶方の二郡を置き本道は帶

方郡の部に當り其後高句麗長壽王二十七年（六朝時代宋文帝十五年）代寅に至り樂浪、帶方の二郡は高句麗に侵奪せられ唐高宗總章元年戊辰（高句麗寶藏王二十七年新羅文武王二年）に至り高句麗を討滅し平壤に安東都護府設置し此れに隸屬せしめ儀鳳元年丙子に至り新羅文武王之れを奪據し其の一部たる黃海道に漢州十四官を置き新羅恭王二年戊午（唐昭宗光化元年）に至り金弓裔が兵を起し涓西道及漢州等三十餘城を奪取し松邨に王城を建設せると共に秦封の國號を附せしが十八年後高麗太祖半島を統一し成宗此れを分ちて十道と爲すや海州等の諸郡を以て關面道に屬せしめ後西海道と稱す忠烈王の時黃州牧管下の地を以て今の平安南道の一部に屬せしめ十餘年を経て本道に還隸す李朝太祖四年豐海道と改稱し太宗十七年始めて黃海道

대한민국 국회
도서관



廳道海黃



堂馨莢州海

と改め海州に觀察使を置く光海時代に黃延道と改め直に舊稱に復し開國五百四年海州府の所管となりしも翌年府を廢し復た黃海道の舊名を用ゆ併合當時十九郡を置きしも大正三年郡の廢合を行ひ現時十七郡二百二十六面町里數實に二千有六十七。

黃海道内各郡歷代沿革

第一章 地誌	谷	峽	新	鐵	黃	高麗
	川	溪	恩	和	州	李朝
	谷	合	新	太宗八年合黃州		合併後(大正三年)
	山	新	溪	州		
谷	山	新	溪	州		

長 殷 安 鳳 白 鹽 三 安 海 兎 牛 江 途 洞 平

命 栗 岳 州 川 州 支 州 州 山 峰 陰 安 州 州

長連(隆熙二年合殷栗)
 殷 安 鳳 白 延 太祖六年合載寧
 栗 岳 山 川 安 寧 州 山 川 安 興 山

殷 安 鳳 大正三年合延白
 載 海 大正三年合金川
 栗 岳 山 白 寧 州 川 安 興 山

本道は朝鮮の中西部に位し南端(瓮津郡登山串)北緯三十七度三十六

第二節 位置及地勢

永	聰	白	海	長	豊	永	嘉	青	儒	信
		翎								
康	津	鎮	安	淵	州	寧	禾	松	州	州
康翎(隆熙二年合總津)	聰	同	太宗十六年合長淵	長	豊川(隆熙二年合松禾)	太祖五年合松禾	太宗朝合松禾	松	文化(隆熙二年合信川)	信
	津	上		淵				禾		川
	聰			長				松		信
	津			淵				禾		川

分極北(谷山郡塔街附近)同三十九度六分西端(長淵郡長山串)東經百二十四度三十六分東端(谷山郡東百年山附近)同百二十七度一分にして黃海に突出し半島を形作り西南一帯海を環らし沿岸線は六三・五・七五哩にして島嶼數百三十有餘碁列し遙に支那山東省に對す北は大同江を隔て平安南道に隣り東南は禮成江により京畿道に界し東は急峻なる山脈を以て咸鏡南道及江原道に接す東西は最長約五十里最短約二十三里南北は最長約五十五里最短約十八里にして其面積は四國より約百方里小なる一千八十四方里八〇にして鮮内各道に比するときは第六位全面積の七分一強に當る。

一、山 脈

本道に於ける山脈の主なるものは朝日嶺山脈、滅惡山脈、首陽山脈

九月山脈及正方山脈の五大山脈なり。

朝日嶺山脈は黄州、中和の間に起り東走して漸次祥原の水山（七百三十四米突）道界の大青山（八百七十三米突）遂安郡の眞彦山（千百二十米突）及谷山郡の大角山（千二百七十七米突）等を経て道界の東百年山（千二百四十六米突）に連亘せり。

滅悪山脈は東西の方向に連走する顯著なる山脈にして西方著名なる長山串に起り東に延び長淵の南に聳立する佛陀山（六百八米突）海州載寧郡界の指南山（六百二十三米突）新院の北方巍峨たる長壽山（七百四十七米突）及平山の西方滅悪山（八百十六米突）等を経て猶以東に長く連延せり。

首陽山脈も亦東西の山脈にして滅悪山脈の南方に之と竝走し甕津の

北方より起り東に走り海州邑の北に聳ゆる高嶺、雪留峰（九百四十五米突）に至り、猶東方に長く延走せり。

九月山脈は前三者と異りて南北行の山脈をなし南海岸の康翎半島より起りて數回溪谷に斷たれ山勢顯著ならざるも北走して崔嵬巍峨たる九月山（九百五十四米突）の名峯に至り一旦大同江によつて絶たるも其北方平安の地に連延せり。

正方山脈は沙里院の北正方山（四百八十米突）より以東新幕の北方大峴山（六百六十七米突）に連なれる山脈にして京義線に平行せり。

二、河 川

河川の重なるものは載寧江（大同江の支流）及禮成江にして載寧江は其源を瑞興、鳳山、載寧、信川、安岳郡の山岳より發し其延長三十

四里に及び信川、載寧、鳳山、安岳に跨る所謂載寧の平野を灌漑流
駛し黃州郡鐵島に於て大同江に合す小形汽船は載寧郡三支江面迄遡
航自由なるも潮の漲落甚しき不便あり禮成江は遂安郡眞彥山に發し
新溪、平山、金川の支流を合し京畿道開城郡に入る其流路四十八里
にして本道第一の長流なるも其流域は比較的平野に乏しく灌漑の利
少し。

前記載寧の外大同江の支流と稱するもの二あり一は谷山郡東南の道
界に發源して谷山郡を貫流し大同江の上流にして本流と合す他の一
は黃州郡内を流れ兼二浦附近に於て大同江に合するものにして黃州
川と稱す本江は平時に於て其の水量潤澤ならずと雖合流點より約五
里半なる綠沙浦は滿潮時を利用して楫舟の便あり此外所々に十數里

に互る小川數多し。

三、平 野

載寧平野は鳳山、載寧、信川の三郡に跨る本道第一の平野にして廣袤實に五萬町步載寧江の灌漑を受け有名なる米產地なり之に亞ぐものは延白平野の二萬町步とす其他海州、瓮津、長淵、松禾各郡に於ても數千町步に互る平野點在し農耕又盛なり。

第三節 氣 候

本道は朝鮮の中西部に位し之を緯度の上より内地と比較するに宮城福島、山形、新潟地方と畧同様の位置に在るを以て冬期酷寒の候を除く外は氣候概ね酷似す以下其の概要を述ぶ。

一、氣 温

本道は冬期比較的寒冷なるを以て越冬し得る宿根作物二三に過ぎず大小麥の如きは三月下旬より氣温俄かに上昇し來るを以て其の生育に適し比較的短時日に成熟す、而して本道に於ては簡易氣象雨量觀測を實施しあるもの現在十一箇所なるが大正三年以降同十二年まで十箇年間に於ける氣温高低の最大極度を示したるは新溪郡にして同八年八月二日最高四十度一分、同年二月五日最低零下二十八度七分なり、其の他の郡は概して平均大差なく今本道種苗場（海州）の觀測に依れば大正十三年中夏季八月の最高三十四度最低十五度平均二十六度にして冬季一月の最高七度最低零下十七度平均零下三度なり、即ち本道内に於て氣温高低の最大記録を示したるは新溪にして他は

海州地方と概ね平均大差なし。

二、風及雨量

風向は概して冬季は北西、春夏秋の三季は東南又は南西多く風速程度は和風多しと雖、冬季に於て比較的風力階級の強きもの多し今最近の事例に徴するに大正十二年八月下旬全鮮に互り最大風速十八米突乃至二十七米突に達する暴風雨襲來し本道沿岸地方は海嘯の如き状態を呈し近年稀なる被害ありしことあり。

次に本道に於ける降水量の分布状態を觀るに新溪に於て大正三年中年計降水量一、二四三耗、同十一年一、八七八耗、谷山に於て同十一年中一、九二三耗、同十二年一、五八八耗、平山に於て同十一年中二〇〇一耗の記録を最大とす、而して最小は大正九年中黄州の年計降

水量五四一耗、同十年殷粟の五五七耗等なるが其の他は概して大差なく本道平均年計降水量九〇〇耗内外とす、即ち本道に於ける例年を平均し比較的降水量の多きは新溪、谷山、平山地方にして少なきは黄州、殷粟、長淵地方なりとす、尙本道に於ける雨期は概して七月中旬より八月中旬までなるが大正十三年中の雨量状態を観るに七月中旬各地に豪雨ありて就中平山郡(南川)の如きは日雨量四九〇耗に達し大正十一年八月中旬同地方洪水當時の雨量三三〇耗を遙かに凌駕し日雨量として同地観測以來の新記録たるのみならず全く半島各地の記録に冠絶せしことあり。

三、蒸發量及濕度

本道に於ける蒸發量は概ね年中一日平均三耗乃至四耗なり而して本

道種苗場海州の観測に依れば大正十二年中年計一、二六八耗なるが月計最大は五月中の一八二耗にして気温の關係上概ね六、七、八月は蒸發量最も多し。

濕度(百分率)は概して年平均六〇%乃至七〇%なるが海州本道種苗場の観測は大正十三年中に於て濕度の最大なりしは七月にして月平均八五%最小三月にして月平均四九%を示し年平均六〇%なり。

四、霜 雪

本道に於ける初霜は之を大正十三年の例に徴するに谷山に於て十月五日なりしが前年より八日後れたり、初雪も谷山にして十一月五日なりしが前年より四日早し要するに本道に於ては例年初霜、初雪の最も早きは地形の關係上谷山、新溪地方なり。

第四節 戸口

戸口總數。本道の面積は一千八十四方里にして鮮内各道に比するときは第六位なるも戸口は第五に位す即ち大正十二年末に於て

朝鮮人	戸數	二六二、五三四 ^戸	人口	一、三二三、七七〇 ^人
内地人	同	四、三七七	同	一四、二四八
外國人	同	六六三	同	二、一六一

にして十年(大正三年)前に比し人口は七分八厘の増加を示し全鮮の平均増加率(約一割二分)に及ばざること遠し。

又之を管内郡別に分てば左の如し。

郡 別	內地人		朝鮮人		外國人		合 計	
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口
海州郡	六〇〇	二、二〇九	三〇、七四二	一〇九、一三六	一〇〇	二、六四四	三二、四八四	一五二、五九九
延白郡	一五五	六二一	三三、五五六	一一六、五五五	四三	一、九〇〇	三三、八〇一	一一七、三五六
金川郡	一一一	二八一	二二、五五五	六三、二六七	五	二〇〇	二二、六七一	六三、五六八
平山郡	一七〇	五〇八	一八、七〇三	四九、六八〇	一九	六五	一八、八九三	六五、一五三
新溪郡	一五五	一五五	八、三二一	四一、五五五	三	八	八、三九九	四七、七三三
總津郡	二二三	三三五	一四、八九三	七三、九八五	二二	六六	一四、九九六	七四、三四六
長淵郡	一五五	四八三	一五、三八八	七五、四七三	四〇	一三三	一五、五八三	七六、〇七八
松禾郡	八〇	二六六	一三、三三〇	五九、三三〇	一三	四三	一三、三三三	五九、五〇九
殷栗郡	五五	一七四	八、一八七	四〇、四九九	四	一八	八、二八六	四〇、七三二
安岳郡	一〇七	三〇五	一四、二九三	七四、九六六	四八	一五五	一四、四四七	七五、三三六
信川郡	一三六	四〇一	一八、六〇〇	九三、四九九	一五	七六	一八、七四一	九三、九〇六
載寧郡	四四〇	一、三三〇	一六、一七四	七七、七七五	五九	一六四	一六、六七三	七九、五五九

黄州郡	一、〇二五	三、六三四	一七、二五二	八四、七五五	一一六	四〇五	一八、二八三	八八、七九四
鳳山郡	六二九	二、〇四三	一七、三三〇	八七、八〇六	七〇	二四三	一八、〇一九	九〇、〇九三
瑞興郡	三二六	九三六	二二、七七一	六三、七六八	三三	八六	一三、二一九	六三、八三三
遂安郡	六八	一六	二二、三〇七	六三、二四	九五	三〇二	一三、四九〇	六三、六〇三
谷山郡	三三	一五四	一〇、三六五	五六、八九九	一	一	一〇、四九九	五七、〇四
合計	四、七七二	一四、二四八	一六二、五五四	一、三三、七七〇	六三三	二、二六	二六七、五五四	一、三三〇、一九

人口の密度。本道一平方里の密度は平均一千二百二十六人にして全道中慶南、全北、京畿、全南、忠南、慶北、忠北の次ぎに位し道内各郡の密度を比較せば延白郡を第一とし信川、安岳、鳳山、載寧、黄州何れも一平方里一千五百人以上を有し最も稀薄なるは遂安、谷山の各郡なり。

主要都邑の戸口

海州は本道の首都にして人口約一萬六千を有し沙里院の一萬三千兼二浦の一萬これに次ぎ安岳、載寧、信川、黄州五千乃至七千に達し其他三千人以上に及ぶもの六ヶ所を算し何れも舊來より地方の都會として知られ多くは郡廳警察署の所在地なり。

都邑名	内地人		朝鮮人		外國人		計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
海州	五〇九	一、八七〇	三、三〇七	一三、九五五	五〇九	一、八五五	三、九二〇	一五、六七〇
沙里院	三六四	一、一八五	二、二六九	二、九〇〇	五	一八六	二、七〇四	一三、三八
兼二浦	七四三	二、九三三	一、三三二	七、三三八	八八	三二一	二、四三三	一〇、三三二
安岳	四八	一、四二	一、六六八	七、三三三	五七	五三	一、七三三	七、五七〇
載寧	八三	二、五五	一、二六六	五、八七〇	二五	五五	一、二六一	六、四四〇
信川	四〇	一、三四	一、三三九	五、四四六	二二	六二	一、二七〇	五、六四一
黄州	一四三	五、七	六三二	四、四七六	一〇	三五	一、〇七二	五、〇三〇

職業別	內地人	朝鮮人	外國人	合計			
	戶數	人口	戶數	人口			
長淵	四	一四一	四、七九	二〇	五八	一、〇一九	四、九〇八
延安	六	一九九	四、一〇八	一五	八〇	九六一	四、三六七
瑞興	七	一九七	四、〇〇三	九	二六	九〇七	四、二三五
新幕	二〇七	六五五	二、六五一	二〇	四三	一、〇〇三	三、三〇七
長連	一八	五五	三、〇三一	一	六	六四八	三、〇九二
楠亭里	二五	二六	二、七六〇	六	二三	六四二	三、〇〇九
南川	三	一六三	二、五五七	三	四	七〇五	二、八六四

管内職業別戶口

職業別	內地人		朝鮮人		外國人		合計	
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口
農業、林業	三三	二、三四三	七、七五一	二、六、六九	二八三	九、四三六	一、五九	八、六七
牧畜業	五	一七六	二、七三三	一三、三三一	三	三	二、七八九	一三、四〇〇
漁業及製鹽業	七	二、四〇〇	五、一五九	二三、九八七	四	二四一	五、九四四	二六、六二八
工業	七	二、四〇〇	五、一五九	二三、九八七	四	二四一	五、九四四	二六、六二八

第二章 交通運輸

110

商業及交通業	七八八	三、〇三八	一六、一三四	六九、三三八	二七〇	八八九	一七、一九三	七三、三四四
公務及自由業	一、八六六	五、五七六	四、六九五	一九、四八八	三七	四三	六、五二八	二五、一〇六
其他の有業者	二二〇	七三三	四、四〇八	一三、〇一〇	一三	四三	四、六五一	三三、七九六
無職業及職業を 申告せざるもの	一〇	二三	一、七九二	九、〇九五	九	一〇	一、八一〇	九、一七
合 計	四、三七一	一四、三六二	五、四四一	一三、三、七〇	六三三	二、一六三	二七、五四一	一三〇、一七九

第二章 交通運輸

第一節 道路

明治四十一年二等道路海州龍塘浦間の改修に端を開き以て海州沙里院間を改修したる以來日韓併合後一、二等道路の完成せるもの十二線三等道路三十五線を數ふるに至れり、一、二等道路は主として國

費又は國庫の補助を受け三等道路は地方費又は地方費補助或は關係郡部の夫役に依り既に本道計劃の大半を了し運輸交通の狀併合當時に比し大に面目を一新したり偶々大正十一年八月續て翌年七月未曾有の洪水に遭遇し橋梁の破壊流失道路の全潰等多大の損害を蒙りたりと雖も全力を擧げて之れが復舊を圖り即ち大正十二年に於て地方費は復舊費二十五萬圓を起債し一般修繕工事費として二十七萬圓を計上し一面厚意的地元夫役に依る等漸次復舊に力め又總督府より一二等道路橋梁復舊費として三十一萬圓の配付を受け兩々相俟つて整備に當りたる結果全く交通狀態を回復し自動車運轉區域總延長二百六十里に達せり。

道所在地より郡所在地又は著名地への交通系統は今日大體に於て完

計	二	一	二〇	三・七	一六五	〇八	一三・三	二六	一三	二二・五
	三	二	〇六	一九・五	二二六	三	四九・五	二	〇	五〇・〇
	四七	二四〇	四七〇	四八・五	四九	〇四	四二・三	二元	三箇	〇七・〇

備考 本表中道路改修距離は道路規則に依らざる改修をも含む。

自動車運轉表 (大正十四年二月末調)

等級	路線數		改修里程	運轉里程	備考
	路線數	運轉數			
一	一	一	三七	二	
二	二	八	一六	一四	
三	三	二	三六	二七	
計	四	一〇	四九	三三	

備考 本表の外等外道路の改修距離五百八十五里ありて自動車運轉距離四里四町あり

可

陸上運搬具表

市街地名	種							計	備考
	自動車	人力車	荷車	荷牛車	荷馬車	客馬車	類		
海州	二四	五	三七	三	一		三		
長淵	八	七	二七	二四			二九		
信川	二	三	五	一七	三		二六		
安岳	四	七	六	一九			二七		
載寧		八	三	九			二〇		
沙里院	七	三	七	六	一		二〇		
黃州	二	三	五	七	三		一四		
途安	三	四	二	五			一〇		
兼浦		四	五	九	四		一八		
楠亭里	一		三	二	四	一	一〇		

龍塘浦	一	三	一六	一	一
其他	三	一五	五八〇、三	五	一、三
計	六	三三	一、二四二、一八〇	八	二、三八四

第二節 鐵道

1 國有鐵道

本道の中央を貫通する國有鐵道は鷄井驛に起り北方に馳せ黒橋驛を終點として平安南道に入る外に黃州驛より分岐して兼二浦に到る一線あり總延長九十二哩此の間に於ける停車場十六箇所は何れも各地方に道路開け物資の集散、乗客の便を圖り又沿線地方は概して文化開け南川、新幕、沙里院等其の重なる都邑たり就中沙里院は私設朝

鮮鐵道の起點にして且つ載寧、安岳の沃野を控へ道所在地たる海州に入る咽喉を厄し前途頗る有望の地たり、本鐵道は明治三十九年の開通に係り私設朝鮮鐵道と相俟つて地方開發上貢獻するところ蓋し尠からず今各驛取扱に係る重要物資の數量を示せば左の如し。

驛別貨物出入表

驛名	物		
	重なる品目	發送額	到着額
鷄井驛	穀物、薪炭	九、三三 ^四	六、三六 ^四
金郊驛	同	六、六三	四九、四七
汗浦驛	同	三五、七四	二五、八三
南川驛	穀類、石材、繭 薪炭、牛皮	同 六四、五〇	同 六三、八六
開驛	穀類、薪炭	二〇、一七 ^四	二、六三

2 私設鐵道
私設鐵道は西鮮殖産鐵道株式會社に依り大正八年五月營業を開始し

兼計	長川里驛	黑橋驛	黄州驛	沈村驛	沙里院驛	馬洞驛	清溪驛	興水驛	瑞興驛	新幕驛
	果物、穀類、鑛石	簡易驛にして荷物の取扱をなす	同	穀類、果物、穀類	穀類、鑛物、野菜	同	同	同	穀類、薪炭、石灰	穀類、薪炭、關牛皮、牛骨
	七、八元、一〇〇	一、〇〇、〇二		一八、八五二	一、二五八、四三	六八七、二四	七、六〇二	八三三、九七	四三三、七〇	九五九、五三
	食鹽、雜貨	煙草、木材、食物	同	同	雜貨、煙草	同	同	同	同	同
	九、五四三、九八九	一、九三、六九二		八九四、八五六	三、九二、六九二	一六六、五九九	二二、三四三	一六八、〇三三	二二二、六四二	八六二、九〇三

大正十二年五月朝鮮鐵道株式會社の所管に移れり而して現在營業を開始せる路線は上海、未力間一三哩一分花山内土間一哩三分沙里院信川間二一哩八分合計三六哩二分未力、新院間は目下工事中に屬するも完成の曉に於ては地方民の利便尠しとせず外に敷設許可を得たる未開始のもの信川、猪島間三十八哩五分新院、海州間三十哩九分信川、龍塘浦間四十七哩七分梨木、長淵間十八哩六分あり。

第三節 海 運

イ 龍塘浦 本道西海岸の寄港地たる龍塘浦は翠野灣口の狹窄部に位する一寒村に過ぎざりしが、大正十一年初めて朝鮮郵船株式會社に對し地方費を以て補助を與へ仁川、龍塘浦間航行を開始せし

より物資乗客の移動漸次増加せるも元來本浦は海岸の山麓を切開きたる極めて狹隘なる地面を有するのみにして荷揚其他の不自由に鑑み大正十二年更に地方費約二萬圓を投じ之れが埋立の工を竣へ貨客の便を圖りてより交通並に産業開發上益々重要な位置を占むるに至れり。

ロ 兼二浦 國有鐵道黃州分岐線の終點にして大正三年三菱製鐵會社創立により一時殷盛を極め内地人二、三二八人、朝鮮人五、八三人計八、一五九人を算するに至りたるも其後財界の不況と共に漸次衰退の狀況を呈するに至れるは止むを得ざる所なり。

ハ 猪島 本浦は一葦帶水大同江を隔て鎮南浦港に對峙し本道西北部一帯に亙る物資輸移出入の呑口を占め、鎮南浦港を距る僅に一・六

哩の短距離にして冬期不凍津たるのみならず一年を通じて干満潮の顧慮なく渡船連絡に對しては至大の利便を有すること他津の遠く及ばざる所なり外に玉山浦、羅津浦、碑淵浦、龍湖島、苔灘浦、九味浦、津江浦、金山浦、新換浦等穀類及諸雜貨の移出入又は漁船の出入港として相當名あり。

重要浦口物資輸移出入表

津口名	貨		計
	輸移出高	輸移入高	
羅津浦	五三九、六三二 ^四	二五三、一六二 ^四	七九二、七九四 ^四
玉山浦	四九六、四一五	三三五、四〇八	八三一、八二三
碑淵浦	二〇九、六一一	六三、七九九	二七三、四一〇
龍塘浦	四〇八、三一五	一、九三〇、四九八	二、三三八、八一三

兼新	新	金	津	苔	九
二換	津	山	江	灘	味
浦	浦	浦	浦	浦	浦
五、〇七二、一一〇	三九二、九四五	二三五、九八五	四一二、七六一	一八七、九四二	一一五、〇四〇
一五八、五三五	二八一、八〇六	一二四、三七五	一三二、〇六五	二九四、〇〇一	三九九、三〇八
五、二三〇、六四五	六七四、七五一	三六〇、三六〇	五四四、八二六	四八一、九四三	五一一四、三四八
					二二三、四五〇
					三五、七五七

第四節 江 運

本道主要河川の狀態左の如し。

イ 載寧江 其の源を中央高原に發し流路延長三十四里主として信川、載寧、鳳山、安岳の平野を流駛し大同江と合して黄海に注ぐ航行の便を有すること八里餘にして江の沿岸と鎮南浦との移出入

の便極めて良好なり而して附近一體は地味肥沃にして五穀克く穰り黃海寶庫の稱あるも夏期河水氾濫して流域に被害を蒙らしむること夥しく之れが改修は急肩とするところたり。

ロ 禮成江 本江は其の源を遼安郡泉谷面彥眞山に發し流路四十八里航行の便を有すること十八里餘本道第一の長流なるも其の流域比較的平原に乏しく僅に流末に於て灌漑の利あるに過ぎず。

第三章 通 信

本道の通信機關は地方の發展と共に各地に増設せられ今や郵便局五郵便所三十七に達し内市内電話の架設せられたるもの七箇所及び各局所の間は自動車の運轉繁く其輸送速なり。

本道内郵便局所數

局所名	局所々在 地	海州より普通郵便物到着所要日數	市内電話架設の有無
海州局	海州郡海州面南本町	—	有
載寧局	載寧郡載寧面	—	有
沙里院局	鳳山郡沙里院面	—	有
黄州局	黄州郡黄州面齋安里	—	有
兼二浦局	同 兼二浦面本町	—	有
龍湖島(以下所)	釜津郡龍湖島上洞	—	
新幕	瑞興郡禾回面新幕里	—	
金川	金川郡金川面金陵里	—	
黒橋	黄州郡黒橋面黒橋里	—	
遂安	遂安郡遂安面倉後里	—	
長淵	長淵郡長淵面邑后里	—	

長	信	白	市	南	夢	東	興	菩	楠	庚	殷	新	積	金
連	川	川	里	川	浦	浦	水	灘	亭	翽	栗	院	岩	浦
殷栗郡長連面西部里	信川郡信川面校塔里	延白郡銀川面蓮東里	金川郡西泉面市邊里	平山郡寶山面南川里	長淵郡海安面夢金浦里	安岳郡龍門面東倉里	鳳山郡龜淵面新院里	長淵郡連遶面下苔灘里	逢安郡大千面楠亭里	瓮津郡宮民面康翎里	殷栗郡殷栗面紅門里	載寧郡下柳面新院里	平山郡積岩面溫井里	殷栗郡北部面金山里

二 二 一 二 一 二 一 一 二 二 一 二 二 二 二

日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

有

粟 豐 內 松 翠 谷 新 達 總 蘇 瑞 延 青 汗 陵

里 川 宗 禾 野 山 溪 泉 津 江 興 安 丹 浦 里

遂安郡延岩面粟里
松禾郡豐海面城上里
載寧郡北粟面內宗里
松禾郡松禾面邑內里
海州郡加佐面翠野里
谷山郡谷山面陵洞里
新溪郡新溪面鄉校里
信川郡草里面達泉里
瓮津郡馬山面溫泉里
瓮津郡西面邑底里
瑞興郡瑞興面花谷里
延安郡延安面館泉里
海州郡秋花面月鶴里
平山郡金岩面汗浦里
瑞興郡道面陵里

二 二 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 三

日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

安

岳

安岳郡安岳面小川里

一

日

右

一、右は何れも郵便局所迄に到着する日数を記したるものにして配達到着時刻の關係により即日又は翌日となることあり

二、本表は總て午前中最先便に依り差立たるものとして調査せるものに付郵便物發出時刻の關係に依り本表日數より増加することあり

三、本表は陸路、水路、鐵道共平時に於ける状態に依りたるものにして線路支障等の場合は多少遅延することあり

第四章 地方行政

第一節 行政組織

本道の行政區劃は十七郡二百二十六面二千五十八町里なり日韓併合

の際康翎豊川長連文化の四郡を廢合し大正二年十二月白川、兎山の二郡を廢合し今日に至れり道面は何れも國の行政區劃たると共に一面又公團體たる面費(町村費)學校費(郡を區域とする鮮人學校費)道地方費(府縣費)の地域を成せり道に道知事、郡に郡守、面に面長を置き特殊官廳所屬事務を除き道内一般行政の事務を擔當し兼て前記公共團體の事務を管掌す此の外學校組合(内地人學校を經營す)水利組合等あり

行政區劃

郡名	面數	町里數	面名
海州	二三	一七二	海州面、冰東面、錦山面、泉決面、東雲面、秋花面、來城面、日新面、青龍面、東江面、松林面、海南面、西邊面、席洞面、茄佐面、月祿面、代車面、壯谷面、雲山面、檢丹面、彌栗面、高山面、羅德面

延白	二〇	一七五	延安面、湖東面、湖南面、海城面、松遼面、鳳西面、海龍面、龍道面、掛弓面、牧丹面、金山面、花城面、銀川面、雲山面、柳谷面、海月面、溫井面、道村面、石山面、鳳北面
金川	一五	一一一	金川面、古東面、西北面、山外面、自馬面、好賢面、冬火面、左面、西泉面、外柳面、月城面、宿仁面、合灘面、口耳面、縣內面
平山	一四	一六一	平山面、金岩面、西峰面、古之面、細谷面、積岩面、馬山面、龍山面、新岩面、麟山面、上月面、文武面、安城面、寶山面
新溪	九	六九	新溪面、古面、多面、美水面、栗面、麻西面、赤余面、沙芝面、村面
魏津	一	一一五	馬山面、富民面、龍淵面、鳳鳴面、興眉面、東南面、北面、茄川面、交井面、西面、龍泉面
長淵	一一	一二七	長淵面、樂道面、牧甘面、速達面、候南面、大救面、白翎面、海安面、龍淵面、薪花面、尊澤面
松禾	二三	一五	松禾面、蓮芳面、蓬萊面、長陽面、桃源面、蓮井面、栗里面、雲遊面、豐海面、眞風面、泉洞面、上里面、下里面
殷栗	七	八〇	殷栗面、一道面、南部面、西部面、北部面、二道面、長述面

安岳	九	一一三	安岳面、大遠面、龍順面、銀紅面、大杏面、西河面、安谷面、龍門面、文山面
信川	一五	一六五	信川面、溫井面、加蓮面、斗羅面、南部面、龍門面、文化面、弓興面、草里面、文武面、用珍面、山川面、北部面、蘆月面、加山面
載寧	一六	一三四	載寧面、三支江面、牛頭川面、銀山面、花山面、龍山面、上聖面、下聖面、上柳面、下柳面、下方面、上方面、清水里面、下湖里面、南栗面、北栗面
黃州	一四	一二七	黃州面、仁橋面、龜洛面、都特面、州南面、青龍面、三田面、永豐面、九聖面、兼二浦面、松林面、清水面、黑橋面、天住面
鳳山	一四	一三六	沙里院面、洞仙面、土城面、山水面、龜淵面、德在面、雙山面、蛟川面、楚臥面、文井面、西鏡面、靈泉面、萬泉面、舍人面
瑞興	一二	一〇一	瑞興面、東部面、梅楊面、禾回面、龍坪面、內德面、木甘面、所沙面、細坪面、道面、九圃面、栗里面
遂安	一一	九七	遂安面、吾洞面、泉谷面、大坪面、城洞面、栗界面、大千面、延岩面、公浦面、道所面、水口面
谷山	一二	六九	谷山面、雲中面、東村面、桃花面、西村面、花村面、鳳鳴面、上圖面、下圖面、伊寧面、寬美面、清溪面

計

二二六

二〇七

第二節 公共團體

道地方費

隆熙三年(明治四十二年)朝鮮各道に地方費の制を設け其の施設事業に必要な經費の徴收を許されたるが大正九年現道地方費令施行せられ道地方費諮問機關として道評議會を設け歳入出豫算、地方稅使用料、手數料又は夫役現品の賦課徴收、起債其の他重要事項に關する道知事の諮問に應せしむることゝ爲れり本道評議會員の定員は二十七人にして其の三分の二は各郡に配當し而協議會員の選舉したる候補者の中より、他の三分の一は學識名望ある者の中より道知事之

を任命す。

道地方費を以て支辨し得べき費目は土木費、勸業費、教育費、衛生費、救濟費、補助費、道評議會費、地方費、取扱費其の他にして地方税及國庫補助金を以て主たる財源となし地方税として本道の賦課するものは地税附加税、市街地税附加税及特別税たる戸税、家屋税及車輛税とす。

本道地方費の歳計は併合當時僅に九萬六千餘圓に過ぎざりしが逐年經費を増大し大正十三年度歳入出豫算百三十五萬一千餘圓に達せり併合當時より現在に至る經費増加の趨勢を表示すれば左の如し。

一、地方費

黃海道地方費豫算累年比較表

歲入

經常部

臨時部

年度	科目		臨時 賜受 金	臨時 入	雜 入	歲 常 入 計	繰 越 金	國 庫 補 助 金	財 產 賣 却 代	雜 入	公 債	寄 附 金	臨時 部 計	歲 入 合 計	歲 入 總 計
	地方	稅													
明治四十五年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333
大正二年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333
大正三年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333
大正四年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333
大正五年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333
大正六年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333
大正七年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333
大正八年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333
大正九年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333
大正十年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333
大正十一年	4,333	4,333	1	1	3,333	4,333	4,333	4,333	1	4,333	1	4,333	1	4,333	4,333

立を見國の事務補助執行の外は面制に依り茲に初めて面自體の必要とする事業を經營し得るに至り大正九年十月時勢の推移に伴ひ面制改正せられ面長の諮問機關として面協議會設置を見民意暢達の途を拓かるゝことゝなれり而して協議會員定員は人口に應じ一人乃至十四人とし之が選任方法は總督の指定せる面（海州、沙里院、兼二浦）に在りては法定の資格を有する選舉人をして之を選舉せしめ其他の面に在りては法定の資格を有する者の中に就き郡守之を命ず。

面制に依る面の事務は略内地町村に於ける町村の公益に關する事業に相當し。

(一)、道路、橋梁、渡船、河川堤防、灌漑排水

(二)、市場、造林、農事、養蠶、畜産其の他の産業の改良普及、害鳥
蟲驅除

(三)、墓地、火葬場、屠場、上水、下水、傳染病豫防、汚物の處置

(四)、消防、水防

(五)、諸證明、公簿圖面の閱覽

其の他特別の場合朝鮮總督の認可を受けたる事項等多岐に亙り其の
經費の如きも逐年増加の趨勢に在り之が財源としては財産より生ず
る収入の使用料、手数料其の他面に屬する収入を以てし仍不足ある
ときは賦課金及夫役、現品を賦課徴收するの規定なるも現今に於て
は大部分賦課金に依りて支辨するの狀態なりとす而して賦課金とし
て賦課し得べきものは地稅割、市街地稅割、戸別割及特別賦課金の

四種とす。

大正十三年度に於ける面數二百二十六（指定面海州、沙里院、兼二浦の三面を包含す）總經費百五十八萬九千八百四十九圓、指定面たる海州は九萬一千二百五十圓、沙里院十萬六千二百六十三圓、兼二浦四萬三千八百五十圓、指定面を除きたる豫算の一面當最高一萬五千二十八圓、最低二千四百六十三圓、平均六千四十七圓の計數を示し今後時勢の推移と共に施設を要するものあるも面民の負擔を考慮し施設の緩急を圖り漸次堅實なる發展を期しつゝあり。

面經費累年比較表

年 度 別	經費總額	同 上 の 内		戶 數
		賦課金	賦課外	
明治四十四年	一八、八〇〇 <small>圓</small>	一三、三〇〇 <small>圓</small>	五、五〇〇 <small>圓</small>	三〇、七〇〇 <small>戶</small>
		平均	平均	
		經費總額の一月平均	賦課金の一月平均	
		六、二六六 <small>圓</small>	三、八三三 <small>圓</small>	

大正元年	二六四、二〇八	二五六、八五三	二七、三五六	一、二九	一、〇五七	三三四、〇七
大正二年	二六一、四六三	二三三、四八八	二九、〇〇四	一、一三六	一、〇〇七	三三〇、八四〇
大正三年	二五六、三三五	二〇六、七九八	四九、五三七	一、〇五三	八四九	二四二、五〇一
大正四年	二五六、六五	二〇五、五五三	五一、〇六	一、〇六	八三五	二四九、一六七
大正五年	二四四、七五七	一八九、八六〇	五四、八九七	九六三	七四七	二五四、一〇七
大正六年	二六七、二〇〇	一九九、六四七	六七、五五三	一、〇四〇	七七七	二五六、九三三
大正七年	三九二、三四	二七三、六三〇	一一八、九六六	一、五二七	一、〇六五	二五六、九三三
大正八年	四八五、九一九	三七六、三五八	一〇九、六六一	一、八九二	一、四六四	二五六、九三三
大正九年	九九九、六七七	八二二、九四四	一八六、六五三	三、八三〇	三、一〇六	二六一、七二五
大正十年	一、一四一、一〇〇	八八五、三三三	二六〇、八五七	四、三九九	三、三七三	二六二、三九四
大正十一年	一、三五六、三四二	九六一、二四	三九七、二八	五、一九〇	三、六七三	二六一、七四三
大正十二年	一、四〇六、六七五	九九九、四六	四七七、三九	五、三二	三、六八六	二六一、九八八
大正十三年	一、五六九、八四九	九八八、二三五	六〇一、七四	五、九四三	三、六九三	二六二、五七四

備考 端数は四捨五入す

△印は豫算

第四章 地方行政

三、學 校 費

明治四十四年十一月朝鮮教育令發布當時朝鮮人子弟教育の爲各郡に設けられたる公立普通學校の經費は殆ど臨時恩賜金利子財産收入及郷校財産收入等に依り支辨し補足的に賦課金の徴收を爲すの狀況なりしが大正九年朝鮮學校費令の發布と共に郡を單位とし學校費なる團體の制定あり普通學校及其の他朝鮮人の教育に關する費用を支辨し又諮問機關として新に郡學校評議會設置せられ地方民をして教育施設に參與せしむることゝ爲れり而して郡學校評議員は法定の資格を有する者に就き朝鮮人たる面協議會員の選舉せる候補者中より郡守之を任命するものにして定員は一面一人とす。

評議會が郡守の諮問に應ずる事項は學校費豫算、賦課金使用料、起債其の他重要事項とす。

學校費の財源は賦課金使用料補助金財産收入其の他學校費に屬する收入にして賦課金とし賦課し得べきは地稅又は市街地稅附加金戶稅又は家屋稅附加金及特別賦課金なり。

大正十三年度に於ける道内十七郡學校費豫算總額は九十四萬四千六百九十八圓にして公立普通學校八十一校公立實業補習學校二校を經營維持す其の經常費一校當八千六百八十八圓、一學級當一千五百九十圓生徒一人當二十七圓九錢九厘、賦課金一戶當二圓五錢八厘、一人當四十一錢一厘とす尙大正元年度以降の經費増加の狀況を表示すれば左の如し。

第四章 地方行政

學校費累年比較

年 度	學校數	學級數	生徒數	經 常 部		合 計	一 校 當 一 人 當	
				經常部	臨時部		經常部(普通學校)	學生
大正元年度	一九	五〇	一、七八三	四一、六九八 _円	三、八三七 _円	四五、五三五 _円	二、一九九 _円	八三、四三三、三六六 _円
同 二年度	三	六六	二、三〇八	四四、一六三	三、四七三	四七、六三五	二、一〇三	六六、九一九、二六六
同 三年度	三	六八	二、七三三	五〇、六三〇	一五、七九四	六六、四二四	二、四二一	七四、五一八、五九三
同 四年度	三	七三	三、一〇五	五三、〇八一	一四、二六〇	六七、二四一	二、四三三	七三、七一七、〇六六
同 五年度	三	七八	三、四三二	五七、八〇〇	三、二六六	八一、〇六七	二、六七七	七四、二六、八四七
同 六年度	三	八三	三、七二五	六七、九四八	二七、九六一	九五、九〇九	二、九五四	八三、九二八、三九〇
同 七年度	三	八六	三、九四四	七四、七二四	五二、八七五	一二六、五九九	三、二四四	八六、九二八、九四六
同 八年度	三	九〇	三、七六九	九九、六八〇	六一、二六二	一六〇、九四二	三、三五五	一、〇七、七二六、四四七
同 九年度	四	一三三	五、〇六一	二五八、六六三	〇、五三、五九四	二六八、一八七	五、八七八	一、九五、九四六、一〇〇

同 十年度	六〇	一九二	八、七三三、七八五〇、二三九〇、九三三	六、五四七	二、〇五六七、四七八
同 十年度	七六	二五八	二四、八八五、五八〇三、九七四	一、二六〇	六、七三三
同 十年度	七九	三三〇	三九、四八五、八二三、六五八、五五五、五九九	五三三	二、〇九三、五二
同 十年度	八二	四〇四	四六、四六三、九三三、七八五、九四四、六九八	八、二六六	一、五九〇、二七、九九九
同 十年度	八二	四〇四	四六、四六三、九三三、七八五、九四四、六九八	八、二六六	一、五九〇、二七、九九九

四、學校組合

學校組合は内地人の教育に關する事務を處理する法人にして大正三年發布の學校組合令の下に規約を設け組合會を組織す、組合會議員は組合員之を選擧し其の定員は組合員の數に會り六人乃至十八人にして其の任期は三年とす、組合會の決議事項の主なるものは豫算編成、決算の認定、基本財産及特別基本財産の設置及管理、組合費、使用料夫役、現金の賦課、起債等にして組合には組合員中より道知

事の任命に係る管理者あり組合を代表し組合一切の事務を擔任す。教育費、事務費其の他經費の財源は財産より生ずる收入其の他組合費に屬する收入を以て之に充て仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴收するの規定なるも現在に於ては大部分組合費及國費、地方費の補助金に俟つ状態なり。

本道に於ける學校組合は明治四十三年黃州、沙里院、兼二浦及黑橋の四箇所を設置せられたるを嚆矢とし其の數逐年増加し大正三十三年度に於ては二十五組合に達し、各一校當の小學校を經營し海州、沙里院の二組合は尙實科高等女學校を併置せり、此の外従前特例を認められたる屠場の經營を爲すもの延安、新幕、黃州、沙里院の四組合あり、而して組合經費は逐年増加を來し大正十三年度に於ては

其の總額二十二萬一千九十七圓、賦課金一日當二十三圓四十九錢四厘の多きに達せり、大正六年度以降學校組合經費累年比較別表の如し。

自大正六年度至大正十三年度學校組合費累年比較

年次	組合數		學校數		學級數		生徒數		經常部		臨時部		計		賦課金		經常部	
	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數
大正六年	八	八	三	三	一〇〇	一,〇〇〇	九,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
大正七年	三	三	三	三	一〇五	一,〇五〇	九,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	
大正八年	三	三	三	三	一〇五	一,〇五〇	九,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	
大正九年	三	三	三	三	一〇五	一,〇五〇	九,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	
大正十年	三	三	三	三	一〇五	一,〇五〇	九,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	
大正十一年	三	三	三	三	一〇五	一,〇五〇	九,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	
大正十二年	三	三	三	三	一〇五	一,〇五〇	九,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	
大正十三年	三	三	三	三	一〇五	一,〇五〇	九,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	

第四章 地方行政

大正十三年

一

五

九

三〇

三二

五

四

三

七

四

四

六

二

四

八

備考 一、組合數、學校數、學級數、生徒數は各年五月末現在に依る

二、大正六年度より九年度に至る經費及賦課金總額は決算に依り十年度以降は豫算額を掲ぐ

三、大正十二年度に於ける學校數二四なるは未だ開校せざりしに依る

五、水利組合

本道に於ける水利組合は金川郡所在白陽水利組合にして大正六年七月發布の朝鮮水利組合令に依り灌漑を目的として存立するものなり本組合は大正十三年五月の設立に係り蒙利地域内の土地所有者を以て組合員とし組合の機關として組合長、組合吏員を置き評議會を設置す評議會は組合長の諮問機關にして評議員は組合員中より互選す事業經營の爲計上したる大正十三年度豫算歳出經常部四千七百十二

圖臨時部九萬五千五百十八圓、合計十萬二百三十圓にして組合員百六十五人に賦課すべき組合費一萬六千百圓蒙利區域反別二百二十五町五反、一反當組合費七圓十三錢三厘とす然れども大正十三年七月工事半にして水害を受け目下之が復舊工事の施行を要する現状に在り本道は水利灌漑の施設を要するもの多く目下手續中に係るものは計畫中に屬するもの二三にして止まらず漸次此の種施設を見るべき趨勢にあり。

第五章 教 育

第一節 普通教育 附書堂及幼稚園

一、國語を常用する者の教育

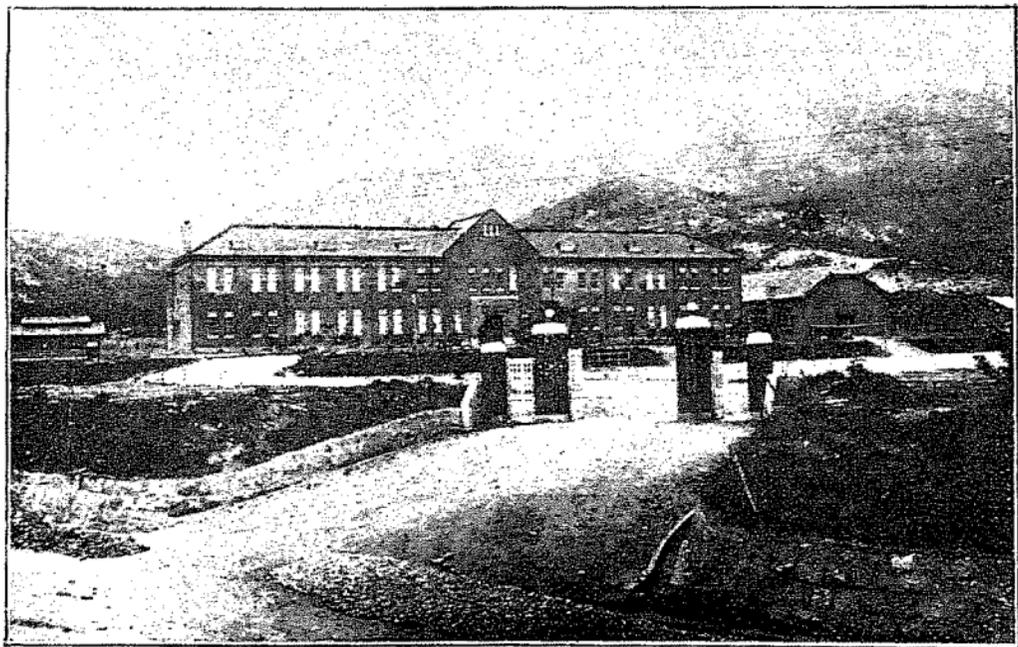
イ、公立小學校

道内公立小學校は二十五校にして内高等小學校を併置せるもの十五校他は皆單級小學校なり、學級數總計六十五、兒童數千九百五十五（内朝鮮人兒童二十三）、經費十四萬八千三百九十三圓（經常費十二萬四千七百七十一圓臨時費二萬三千六百二十二圓）にして兒童一人當經常費六十二圓なり。

學校發達の經過を見るに大正元年以來急激の増加なし。本年度は前年度に比し學級數五を増加せり。

ロ、公立高等女學校

海州公立高等女學校及沙里院公立實科高等女學校の二校にして現在各第二學年迄を收容し其の狀況左の如し。



海州公立高等普通學校

學校名	設置年月日	學級數	教員數		生徒數			經費		
			男	女	第一學年	第二學年	第三學年	經常	臨時	計
海州公立 高等女學校	大正三年 三月二十日	三△	四三	—	一七	一六	—	六、八四四 ^円	七、〇〇〇 ^円	三、八四三 ^円
沙里院公立實 科高等女學校	大正三年 三月八日	三△	一一	—	一六	一九	—	六、五五五 ^円	八、五〇〇 ^円	八、五〇五
計		四△	五四	—	三三	三五	—	一三、四〇〇 ^円	一五、五〇〇 ^円	一二、三四七

備考 教員數の△印は兼務者×印は講師とす

沙里院公立實科高等女學校は設置と共に第一、二學年を併せて募集したるものにして現狀に於ては道内中等學校入學志望者の殆ど全部を收容し得る見込なり。

二、國語を常用せざる者の教育

イ、公立普通學校

道内公立普通學校は八十四校にして學級數總計四百二十二兒童數二萬二千二百十八(男一萬八千五百九十七女三千六百二十一)經費八十八萬九千九百九圓(經常費六十萬一千四十四圓臨時費二十八萬八千六百十五圓)なり。

學校發達の經過を見るに大正九年以來向學心の勃興に伴ひ入學志望者急激に増加し大正十二年度始に於て二面九分一校となり本年度四校を新設し現在二面七分一校となれり、學校の最大なるは裁軍公立普通學校の十六學級兒童數九百七十にして平均一校當學級數五(男子學級四・三女子學級〇・七五)兒童數は二百六十五(男子二百二十一女子四十三)に當る之を前年度初頭に比較すれば八十二學級兒

童數千五百十四(男千百十八女三百九十六)の増加となる。

經費亦年々膨脹を來し前年度に比し三萬一千九百四十七圓を増加せり(經常費六萬三千三百十九圓を増し臨時費に於ては學校増設少かりしを以て三萬一千三百七十二圓を減せり)

左に項を分ち概況を記す。

各郡別分布狀況

郡名	面積	學校數	一學校に對する面積	備		考
				學級數	兒童數	
海州	三	九	三・六	五	三	二、三六 三、五六
延白	二〇	八	二・五	六	三	一、七九 二、八二
金川	五	六	二・五	三	三	九四五 一、六三

載	信	安	殿	松	長	翁	新	平
寧	川	岳	栗	禾	淵	津	溪	山

六	五	九	七	三	二	二	九	四
---	---	---	---	---	---	---	---	---

五	五	四	三	四	六	四	三	六
---	---	---	---	---	---	---	---	---

三 三	三 〇	二 三	二 三	三 三	一 八	二 八	三 〇	二 三
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

女男 女男 女男 女男 女男 女男 女男 女男 女男

七 五	三 三	四 三	四 五	四 七	三 〇	一 六	一 三	三 〇
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一、 八二	一、 五〇	一、 三〇	一、 三〇	一、 二九	一、 二六	一、 二六	一、 二六	一、 二七
一、 八二	一、 五〇	一、 三〇	一、 三〇	一、 二九	一、 二六	一、 二六	一、 二六	一、 二七

計	谷山		逢安		瑞興		鳳山		黄州	
	三六	三	二	三	一	一	一	一	一	一
八四	二	三	四	五	五					
二七	三〇	三七	三〇	二八	二八					
計女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
四三	三五	三九	二四	二	五八	六五	七六			
三、二八	一八、五七	三、六三	一、三三	三	四七	五九	六七	一、〇八	四八	一、八二

修業年限

修業年限六箇年のものは左記二十四校にして其の他は全部四箇年なり將來は土地の情況、學校費の餘力如何に依りては修業年限延長を

圖る方針なり。

海 州	延 白	金 川	平 山	新 溪	筑 津	長 淵	松 禾
海州第一公立普通學校 海州第二公立普通學校	延安公立普通學校 白川公立普通學校	金川公立普通學校 市邊里公立普通學校	南川公立普通學校	新溪公立普通學校	筑津公立普通學校	長淵公立普通學校	松禾公立普通學校
殷 栗	安 岳	信 川	載 寧	黃 州	鳳 山	瑞 興	
殷栗公立普通學校 長連公立普通學校	安岳公立普通學校	信川公立普通學校	載寧公立普通學校	黃州公立普通學校 兼二浦公立普通學校	沙里院公立普通學校 銀波公立普通學校	瑞興公立普通學校	新幕公立普通學校
郡 名	學 校 名	郡 名	學 校 名	郡 名	學 校 名	郡 名	學 校 名

ロ、公立普通學校附設學校

大正十一年度公立普通學校入學に於て年齢十年以下の者は二、三校を除くの外殆ど全部收容せられ入學し得られざりし者は主として十年を超えたるものなりき附設學校は之等就學の目的を達するを得られざりし多數志望者救済の爲設けたるものにして修業年限二箇年とし比較的簡易なる方法に依り初等教育を施すものなり而して學級は一校初年度二學級以下に限定し且つ一學級三十名に満たざる場合は附設せざることをし教授は公立普通學校教員をして擔任せしむるものなり。

其の成績を見るに一は年齢比較的長せるに依りしならむも學科の進

歩本校児童に比し速にして學習狀態概ね良好なり。

現在は左記二十七校にして前年に比し二校十三學級児童數千四百十八を減少せり。

本校名	附設校名	學級數		計	經費
		一 年	二 年		
秋 花公立普通學校	明德學校	一男	一男	二	三〇〇
日 新公立普通學校	智明學校	一男	一男	二	一五〇
延 安公立普通學校	惜陰學校	一男	一男	二	四〇
金 山公立普通學校	濟美學校	一男	一男	二	三〇
濯 纓公立普通學校	以文學校	一男	一男	二	三〇〇
		四三	八	五	
		四三	八	五	

第五章 教 育

龍	溫	市邊里	助	德	松	安	達	載
龍道公立普通學校	井公立普通學校	市邊里公立普通學校	浦公立普通學校	安公立普通學校	禾公立普通學校	岳公立普通學校	泉公立普通學校	寧公立普通學校
道明學校	立誠學校	自疆學校	彰倫學校	明道學校	育成學校	大正學校	廣新學校	育英學校
一	一	一	一	一	一	二	一	一
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
六	六	六	六	七	七	九	九	三
三	三	元	六	六	三	五	二	三
六	三	元	六	六	五	五	三	三
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二五五	二二〇	二二〇	六二二

私立金山浦普通學校の修業年限は四箇年にして他は何れも六箇年なり。

ニ、私立各種學校

私立各種學校は目下一般學校十八校、宗教學校三十三校、計五十一校にして内修業年限を六箇年とせるもの一般一、宗教四、計五校あり尙高等普通學校に類する高等科併置のもの一般一、宗教一、計二校あり右は孰れも相當の財源を有し設備稍完全にして成績の見るべきものあり而して之が分布の狀況を見るに安岳郡の七校を最多とし載寧、黃州、鳳山三郡の各五校之に次ぎ平山郡の一校を最寡とし新溪、瓮津二郡は私立學校の存在なし。

今其の概況を擧ぐれば左の如し。

計	谷山	遂安	瑞興	鳳山	黃州	載寧	信川
宗一般	宗一般	宗一般	宗一般	宗一般	宗一般	宗一般	宗一般
三六	三	三三	三	三三	四一	五	三一
八四	三	三五	二	九八	九三	一九	六一
五、〇八三	七四	二七九	九	三二〇	四七	一、〇七九	三三九
三、〇五〇	八七〇	一、三三〇	一、二六〇	八、四六〇	七、一八四	二〇、六八五	三、一五九
七四、〇六		三、二四一		八、五三七			五、五五

三、書堂、私立幼稚園、私設學術講習會

イ、書堂 は初等の譯文習字等を教授し極めて幼稚にして且不完全なる教育を施すところなるも時勢の進連に伴ひ日常生活に須要なる國語、算術等を併せて授くるもの續出し稍其の舊態を改めつゝありと雖も尙進みて之を私立學校等に組織變更を企畫する多きに至り逐年其の數を減じつゝあり目下二千六百一の書堂あり教師二千六百六十三人、學童男三萬三千七十二人、女一千二百二十八人、計三萬四千三百人にして經費總額二十六萬四千六百二十七圓一書堂僅に百一圓強にして辛うじて維持しつゝあり。

ロ、私立幼稚園 は大正八年以後始めて其の設立を見たるものにして目下四園あり何れも宗敎團體の經營に係り朝鮮人兒童を保育す保母九人、收容幼兒四百四人、經費總額五千五百九十三圓にして概ね

設備不充分尙改善の餘地多きを認む。

ハ、私設學術構習會 近年尙學熱勃興に伴ひ就學兒童激増せると不完全なる書堂教育に満足せざる爲學校の新設を要望すること切なるも土地の狀況、地方民力等の關係上之が實現を見る能はず應急の策として學術講習會の開設を計畫するもの多く現在其の數三十四、講習員一千七百五十人にして主として國語、朝鮮語及漢文、算術等を講習し不就學兒童の救濟教育を施しつゝあり。

第二節 實業教育

一、公立實業補習學校

海州公立工業補習學校、黃州公立農業補習學校の二校にして修業年限は各二箇年とし其狀況左の如し。

學校名	設置年月日	學級數	教員數		生徒數	經費	
			内地人	朝鮮人			
海州公立工業補習學校	大正四年四月一日	三	△	一	一四	七、六九五	
黃州公立農業補習學校	大正四年四月一日	三	×	二	一四	七、六九五	
			×	一	二七	四、六七七	
					計	計	
					第一學年	經常	臨時
					第二學年	計	計
					計	計	計
					設置以來年度總數		

備考 教員數の△印は兼務者×印は講師とす

海州公立工業補習學校の石工科は主として硯を製作し木工科は指物を授け其製品は毎年一回陳列して縦覽に供し希望者には即賣をなされるが一般に好評を博しつつあり。

二、公立農業學校

沙里院公立農業學校の一枚のみにして修業年限は三箇年とし大正十三年四月海州より移轉したるものなり狀況左の如し。

明治四十三年 十二月十三日	設置年月日		學級數		教員數		生徒數		設置以來		經常		臨時		費	
	人	人	第一學年	第二學年	第三學年	計	本年度迄 卒業者數	經常	臨時	計	計	計	計	計	計	計
	三	六	一	五	卅	一四〇	三五六	二九、三三	一、三〇	三〇、六七						

其校は開校以來滿十四年を閲し卒業者普く道内各地に活動して前項實業補習學校と共に道内實業の進展に貢獻する所多大なり。

第三節 師範教育

大正九年以來公立普通學校増設に伴ふ教員補充機關として臨時教員養成講習會を設置したるも朝鮮教育令の發布に伴ふ普通學校規程の

制定に依り斯の如き速成的教員に俟つ能はざるに至り遂に大正十二年度に於て修業年限二箇年の特科師範學校を設置し講習科（一箇年修業）及本科生各五十名宛を選抜入學せしめたり而して本年度よりは講習科生を廢し明年度に於ては修業年限三箇年に延長の計畫を有す本校の概況左の如し。

設置年月日	學級數		教員數	生徒數	設置以來 本年度迄 卒業者數	經費		
	内地人	朝鮮人				經常	臨時	計
大正十二年四月七日	二	△	一	一	一	四、〇〇〇	三、七九九	四、〇〇〇
	×	△	一	一	一	四、〇〇〇	三、七九九	四、〇〇〇
	一	一	一	一	一	四、〇〇〇	三、七九九	四、〇〇〇

備考 教員數の△印は兼務者×印は講師とす

卒業生數は講習科生のみなり

而して本年度に於ては臨時教員養成講習會出身者七十八名を各四箇

此の外七月二十五日より八月二十三日迄三十日間私立學校教員三十名を召集し教育、國語、算術、理科及教育法規の講習を開催せり。

二、公立學校教員研究會

大正十一年度以來實施し來れるが本年度は道内を五區に分ち左の如く開催せり。

研究會種類	會場	開催期間	關係郡	關係	
				學校數	集會教員數
小學校教員研究會	海州公立尋常高等小學校	自十月七日 至一月八日 全	郡	二五	五〇
普通學校教員研究會	信川公立普通學校	自一月十一日 至一月十三日	釜津郡、海州郡、長淵郡、松禾郡、般栗郡、信川郡	三一	一一五
	黄州公立普通學校	自一月十三日 至一月十四日	黄州郡、安岳郡、鳳山郡、載寧郡	一九	九二

計	新幕公立普通學校	白一月十六日	瑞興郡、 達安郡	一四	四九
	金川公立普通學校	白一月十七日	谷山郡、 新溪郡	二〇	六五
		至一月十九日	金川郡、 平山郡	一〇九	三七一
		至一月二十日	延白郡		

會は多大の緊張を以て終始し豫期以上の効果を收め得たり。

第六章 財政及經濟

第一節 租稅及公課

一、國 稅
イ、地 稅

地稅は本道國稅中の首位を占め大正十二年度收入額百二十一萬二千

八百五十九圓にして國稅總額百七十二萬四千七百四十三圓の約七割に當れり。

本稅は大正三年制令第一號地稅令に依り田(畑)畚(田)岱(宅地)池沼雜種地及有料借地たる社寺地に之を課し土地臺帳又は地稅臺帳に登録したる土地所有者、質權者、質の性質を有する典當權者又は地上權者より徵收し土地の收益を標準としたる地價を課稅標準として其の千分の十七を課し納期は第一期を十二月一日より同二十八日限第二期を翌年二月一日より同月末日限とす。

今郡別に課稅地面積、地價及地稅額を表示すれば左の如し。

郡別課稅地面積地價及地稅額 (大正十三年一月一日現在)

郡名	區分		池沼	雜種地	合計	地價	地稅額
	田(畑)	畚(田)					
海州郡	三九、八〇三	二〇、八七〇 ^町	一 ^町	二六 ^町	六一、九六六 ^町	九、七五三、九〇九	一六五、九九〇 ^町
延白郡	二、四〇〇	三三、〇一七	二七	四二	五四、九三二	一〇、七六六、五〇三	一六〇、〇〇〇
金川郡	三三、九三九	二、九九九	—	一	二六、六〇四	三、三〇八、五五四	五、二四〇
平山郡	三〇、九二七	六、五七一	—	一四	三八、三八一	五、三五三、四四四	九〇、九九一
新溪郡	二六、三八八	一、二五三	—	五	二七、九六三	一、五五、二九〇	二五、七五九
總津郡	二〇、五三四	九、〇八三	一	八五	三〇、四三三	三、九九九、〇八八	六六、九四〇
長洲郡	二五、三三〇	四、四九八	四	一七八	二〇、七六六	二、五〇五、三〇八	五九、五九〇
松禾郡	一五、六七四	四、四六〇	七	三三	二〇、六八四	二、七三一、〇九八	四、四八
般栗郡	一〇、〇三二	二、五五五	二	二二	一三、九三四	一、八三三、二〇一	三〇、八四〇
安岳郡	一五、二九三	八、三七四	一三	三、〇七三	二七、二三九	三、八九七、八七七	六、一三三
信川郡	二二、四二五	一、四九五	九	一、〇八四	二五、六八一	六、四四五、四三二	一〇九、四〇一
裁郷郡	二二、五〇八	七、六〇三	一	八四四	三〇、五八五	五、二六六、六六六	八九、五三三

| 大正七年
一月一日現在 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 計 | 三九四、五五六 | 二四、七五二 | 二、三八五 | 八〇 | 七、七七七 | 五八、五七四 | 二、〇三九 | 一、二六〇、〇〇四 |
| 黃州郡 | 二九、七〇五 | 四、九五九 | 六七 | 五 | 一、三七 | 三六、六四 | 四、九二、八五九 | 八四、八七八 |
| 鳳山郡 | 二七、四三三 | 五、八九四 | 六九 | 三 | 六六九 | 三四、六七〇 | 五、五三四、三五 | 九四、〇八一 |
| 瑞興郡 | 二〇、八六三 | 八三五 | 七六 | 九 | 三三、七二 | 二、五六一、四八 | 四三、九五〇 | |
| 逢安郡 | 三三、四三三 | 五八八 | 五〇 | 一六 | 二二、五九九 | 一、五〇八、三三 | 二五、六三六 | |
| 谷山郡 | 三三、八三三 | 九一七 | 五〇八 | 三 | 二四、六四 | 一、二八四、四六 | 二一、八三六 | |
| 大正七年
一月一日現在 | 三九六、八四四 | 二六、〇九二 | 二、三八三 | 七、八四五 | 七、八四五 | 五四、三二七 | 七、〇〇九 | 九七三、一〇二 |
| 大正七年
一月一日現在 | 三九六、八四四 | 二六、〇九二 | 二、三八三 | 七、八四五 | 七、八四五 | 五四、三二七 | 七、〇〇九 | 九七三、一〇二 |

口、市街地稅

市街地稅は大正三年制令第二號市街地稅令に依り海州面に在る田(畑)番(田)岱(宅地)池沼、雜種地又は有料借地の社寺地に之を課し土地臺帳に登録したる所有者、質權者、質の性質を有する典當權者

又は地上權者より徵收し其の第一期を四月一日より同月三十日限第二期を十月一日より同月三十一日限とし土地の時價を標準としたる地價を課稅標準となし其の千分の九・五を課す今之を課稅地面積地價及市街地稅額を表示すれば左の如し。

市街地稅課稅地面積、地價及稅額 (大正十三年一月一日現在)

海州面	區名		池沼 雜種地	合計	地價	市街地稅
	分	面				
大正十一年一月一日現在	一五町	一五町	一町	二六町	四、二六九	四、〇三三
大正十一年一月一日現在	一五町	一三町	一町	二九町	四、一六六	三、〇八一
大正十一年一月一日現在	一五町	一〇町	一町	二六町	三、八八五	四、一三三

ハ、所得稅

所得税は大正九年制令十六號朝鮮所得税令に依り(一)朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人(二)所得税法施行地臺灣、關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人にして朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得に付其の法人に之を賦課し其の課税標準、税率、課税方法等は概ね内地に於ける法人所得税と異ならず。

大正十年度以降三箇年間に於ける収入額左の如し。

年 度	金 額
大 正 十 年 度	一
大 正 十 一 年 度	三三四圓
大 正 十 二 年 度	二七九圓

二、釐 税

鑛税は鑛産税及鑛區税の二者を總稱したるものにして鑛税は大正四年制令第八號朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課し、鑛産税は鑛産物價格百分の一の割合を以て之を賦課し、鑛區税は鑛税千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す大正十年度以降三箇年間の収入額左の如し。

年 度	金 額
大正十年度	五三、一〇〇圓
大正十一年度	五一、七一四圓
大正十二年度	四九、九一二圓

ホ、酒 税

酒税は大正五年制令第二號酒税令に依り之を賦課す大正十年以降三箇年間の収入額左の如し。

年 度

收 入 額

大正十年度

二三三、一七一圓

大正十一年度

三九三、六九一圓

大正十二年度

四一二、二二三圓

本道に於ける酒類は朝鮮酒たる濁酒、藥酒、焼酎にして販賣の用に供すと製造者と自家用の爲製造するものとの二種あり之が税率は

販 賣 用

一、釀 造 酒

朝鮮酒たる濁酒

一石に付

二圓五十錢

藥酒

同

七 圓

二、酒精以外の蒸溜酒

原容量百分中酒精三十五以下のもの

同

十 一 圓

自 家 用

朝鮮酒たる濁酒

一石に付

三圓五十錢

藥酒

同

十 一 圓

焼酎

三圓五十錢

但し自家用朝鮮酒二種以上を製造するときは各種を通じて二石以下を限り免許す

へ、煙草耕作税

煙草耕作税は大正十年制令第五號朝鮮煙草專賣令に依りて自家用煙草耕作者に之を賦課し、自家用煙草を耕作せむとする者は耕作地の所在を管轄する郡守の許可を受くるものとす、大正十年以降三箇年間の収入額及各年末の許可人員左の如し。

年 度	收 入 額	許 可 人 員
大 正 十 年 度	五〇、一七七圓	六二、七二二人
大 正 十 一 年 度	四七、七八一圓	五九、七二七人
大 正 十 二 年 度	四五、三四〇圓	五六、六七五人

二、驛屯賭收入

驛屯賭收入とは驛屯土の貸付料及使用料の謂にして驛屯土とは驛土及屯土の總稱なり。

驛土は本朝以前に於て公文書の遞傳と公務を以て旅行する官吏との爲に各道に驛站を設け之に驛卒馬匹を配置し其の給養に充つる爲給付せられたる田番にして屯土は往昔警備の爲戍卒を置き其の耕食に充てたる土地を謂ふ是等は明治二十七年國有地として處理し其の貸付及其の附屬の淤の使用に關する事項並貸付料及使用料の收納は郡守之を行ふ、本道に於ける驛屯土は總面積一萬九千四百四十町歩、筆數六萬七千五百五十一、小作人員三萬三千四十四にして大正九年府令第百十號を以て之を現小作人に賣拂ふこととし、代金は岱は三箇年、岱以外の土地は十箇年賦を以て賣拂ふこととしたり之が總價格

五百五十二萬六千四圓なり大正十年度以降三箇年間の驛屯賭收入額左の如し。

年 度	收 入 額
大正十年度	二七一、三九六圓
大正十一年度	一七四、七八三圓
大正十二年度	二三二、八五六圓

三、地方税其他公共團體の賦課金

大正十三年度に於ける地方税其他公共團體賦課金の賦課科目別金額左の如し。

地 方 税

地稅附加稅	三六三、七五五 ^円
—— 屠場稅及屠畜稅	——
	三二、六三五 ^円

市街地稅附加稅

一、一九二

漁業稅

一三、〇五六

戶稅

三七八、五九九

船稅

一七八

家屋稅

七、一四九

車輛稅

七〇、六四九

市場稅

六二、三九一

合計

九二九、六〇四

面賦課金

地稅割

五五〇、二三一

漁業割

九八〇

市街地稅割

一、八八六

林野割

二、八七七

戶別割

四二九、〇〇六

合計

九八八、一三五

雜種割

三、一五五

學校費賦課金

地稅附加金

三三七、〇八六

家屋稅附加金

二、一一八

市街地稅附加金

九〇八

合計

五四〇、二一一

戶稅附加金

二〇〇、〇九九

學校組合費

戶別割	八四、三四三	合	計	八四、三五二
雜種割	九			

第二節 金融

一、銀行

道内に本店を有する銀行なく支店は海州及沙里院に朝鮮殖産銀行支店各一個、載寧に大同銀行支店一個あり、之等各支店の營業概況左の如し。

(イ) 貸出金 (大正十三年十二月末現在)

種別	金額
農業資金	一、三三、八七四 <small>円</small>
工業資金	一三、五三三 <small>円</small>
商業資金	三、四四、四八六 <small>円</small>
其他資金	五、〇七七 <small>円</small>
合計	一、七五〇、九〇三 <small>円</small>

同	沙里院支店	八五、七三	一九、七〇五	四九七、二〇五	二六六、一〇六	一、五八、七五九
大同銀行	載寧支店	—	—	一〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇
合	計	二、二四、五五	一九、三六	六〇一、六〇〇	四四五、一八五	二、五八、九六八

備考 一、貸付金の利子歩合は最高日歩四銭、最低日歩二銭七厘、普通日歩三銭六厘なり

二、海州支店には右の外金融組合聯合會に對する貸出二、二八八、二六五圓あり

(口) 預り金 (大正十三年十二月末現在)

種別	公金預金	同業者預金	民間預金	合 計
殖産銀行海州支店	七、〇七五	三三、一五九	三三、八九三	九六、三二七
同 沙里院支店	四、六二九	四七、八四一	五三、〇五八	一〇五、五二八
大同銀行載寧支店	—	—	二五、八三六	二五、八三六

第六章 財政及經濟

九四

合	計	七五、六九四	六九、三〇〇	九〇〇、六八六	一、六九五、七三三
---	---	--------	--------	---------	-----------

備考 一、預り金の利子歩合は定期は年六分五厘乃至年九分、當座は日歩七厘乃至

一錢、特別當座は日歩一錢乃至二錢二厘なり

二、澗州支店の同業者預金は主として金融組合聯合會の預金なり

(ハ) 爲替受拂高 (大正十三年)

種別	上半期		下半期		合計	
	受入	拂出	受入	拂出	受入	拂出
殖産銀行	一、五〇四、三六一	一、六〇五、三三〇	一、七〇二、六〇五	〇、三二五、四四五	三、二〇七、〇一〇	三、九三〇、八〇六
澗州支店	一、四〇三、四八三	一、四〇四、四〇二	一、三〇六、七三三	一、四〇六、〇五五	二、七一〇、二一六	四、八八、六〇七
同里院支店	一、四〇三、四八三	一、四〇四、四〇二	一、三〇六、七三三	一、四〇六、〇五五	二、七一〇、二一六	四、八八、六〇七
大同銀行	六〇四、八〇〇	三二五、五〇〇	五〇八、五〇〇	三〇二、四〇六	一、一一三、三〇六	六二七、九〇六
載寧支店	四、六六二、六五五	四、五〇〇、〇〇〇	四、四八七、四〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	九、一五〇、〇〇〇	九、二〇〇、〇〇〇
合計						

二、金融組合

金融組合は明治四十一年松禾に設立せられて以來逐年増加し現在村落組合三十八個、都市組合三個に達し其の事業概況左表の如く業績比年顯著なる仲展を示せり。

金融組合事業概況 (大正十三年十二月末現在)

組合名	設立年月日	組合員數	拂込 濟出 資金	政府 下付 金	積立 金	預り金	借入金	貸付金	煤 介 貸付金
松禾	明治四一、四、二〇	九三	九、八〇〇円	二〇、〇〇〇円	一、八一〇円	四、四三三円	七、七〇〇円	二、〇〇〇円	四、五三三円
安岳	八、三三	七七	九、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	三、二〇〇円	六、六六六円	四、〇〇〇円	四、四三三円	六、七〇〇円
瑞興	四、七	八六	八、三〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、七〇〇円	六、三三三円	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円
碧城	一一、一	七三	六、四〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、七〇〇円	四、九九九円	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円	四、〇〇〇円
黄州	六、二五	六六	九、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、五〇〇円	三、三三三円	四、〇〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
載寧	九、二七	一、〇〇	三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二、三三三円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円

濯	大正三、三、元	三、三、元							
梨	同	三、三、元							
海	同	七、三、六							
兼二浦	同	一、三、九							
沙里院	同	二、七、三							
合計									

備考 一、〇印は都市組合なり

二、預り金の利率歩合は定期は年六分五厘乃至八分貯蓄は日歩一錢乃至二錢二厘なり

三、貸付金の利率歩合は長期資金は年一割二分乃至一割五分、其他は日歩三錢五厘乃至五錢なり

三、金融組合聯合會

本道金融組合聯合會は大正七年創設せられ道内四十一の金融組合を會員とし之が資金の調節をなし兼ねて業務上の指導連絡を圖るを目的とす其の事業概況を示せば左の如し。

金融組合聯合會事業概況 (大正十三年十二月末現在)

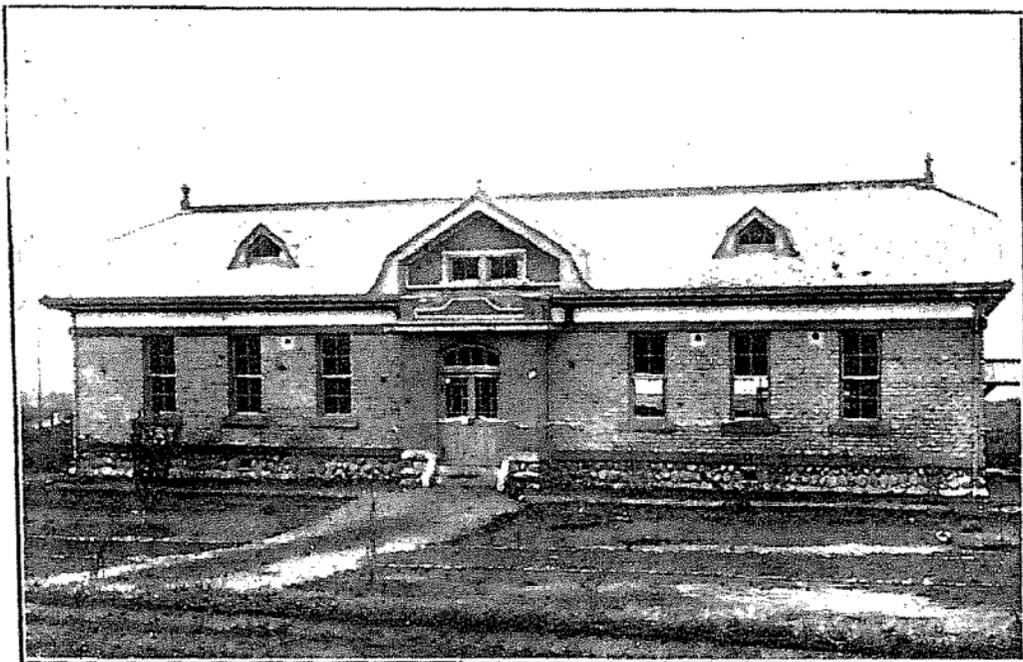
會員數	拂込濟出資金	積立金	預り金	政下金府	借入金	貸出金
四二	一八、三〇〇 <small>円</small>	四、五〇〇 <small>円</small>	一、五二、六五〇 <small>円</small>	二〇〇、〇〇〇 <small>円</small>	二、二六八、六五〇 <small>円</small>	二、九五五、三〇〇 <small>円</small>

備考 一、借入金は全部朝鮮殖産銀行より借入れたるものなり

第七章 農 業

農業は本道に於ける各種産業の大宗にして之が盛衰は直接本道の經濟に影響し農民生活の安危に係るを以て始政以來各般の施設を爲し之が振興の方途を講じつゝあり今農業の基礎たる農地の状態を見るに耕地面積五十三萬八千六百六十七町步にして其の内畝は十三萬一千六百九十町步田は四十萬六千九百七十六町步にして田面積は全鮮

中首位を占む次に農業總戸數は二十二萬八千五百三十八戸にして其の内地主一萬七百八十一戸自作農三萬八千六百三十四戸自作兼小作農十萬八千七百六十九戸及小作農七萬三百五十四戸を算し自作農兼小作農及小作農は總農業戸數の約八割を示せり而して農業生産品の主なるものは普通作物にありては米、小麥、大豆、小豆、粟等特用作物にありては在來棉及甜菜等園藝作物にありては苹果、梨等とす其の他畜牛は本道重要物産の一にして其の優良なることは過般開催の朝鮮副業品共進會に於て優等の成績を得近時内鮮各地より需要頗る増加せるに徴するも推知するを得べし養蠶業亦逐年發展の趨勢に在るも産繭額尙一萬千餘石桑田反別二千二百町歩に過ぎず將來開發の餘地甚だ大なりとす。



黃海道種苗場

要之本道の農業は多年獎勵努力の結果始政當時に比すれば進歩發達の跡寔に顯著なるものありと雖も山來本道は位置の偏在、交通、機關の不備等の爲、概して世人の注目を遠ざかり且つ文化の程度低きを以て南鮮地方に比すれば進歩の程度素より同日の論にあらず從て今後開拓の餘地甚だ多く一度企業家の投資と農民の自覺を促すに於ては本道の農業は蓋し其の面目を一新するに至るべし左に本道の農業に就き項を分ちて概述すべし。

第一節 農事獎勵機關

イ 道種苗場

本場は明治四十二年四月の創立に係り農産の改良増殖を圖る爲め試

驗及調査、種苗、種畜及種禽の育成及配付、農事に關する講習、講話、傳習及實地指導其の他見習生の養成等の業務を行ひつゝあり而して現在の設備は廳舎の外收納舎、農具舎、畜舎、堆肥舎、煙草乾燥室、宿舍等を備へ用地は畝九反九畝二十三歩田三町七反七畝二歩貯水池一反十歩其の他三畝二十歩なり。

ロ 原蠶種製作所

本所は大正六年の創立に係り原蠶種及原繭用蠶種の製造及配付桑苗の育成及配付、蠶絲業に關する試験及調査、蠶絲業の傳習、蠶業に關する講習、講話及實地指導等の業務を行ひ直接間接に蠶業の開發に貢獻しつゝあり。

ハ 蠶業取締所

本所は大正八年四月朝鮮蠶業令實施に當り地方費事業として設置せられ爾來蠶業令の下に蠶種製造上に於ける取締及桑苗育成其他蠶病豫防等諸般の取締事務に従事せしめ以て蠶業の發達に努めつゝあり

第二節 土地改良事業

本道畝面積は十三萬二千町歩にして此の内完全なる灌漑設備を有するものは僅に二萬五千町歩其の他は殆んど天水畝と稱すべきものにして年々比較的確實に植付を了する面積は約九萬町歩に過ぎず斯くの如く本道の米作は甚だ不完全なるを以て品種の改良、肥料の増施等農業諸般の改良容易に行はれざるの狀況なり實に水利灌漑事業は國家食糧補給上よる見るも將又農家經濟上より見るも誠に喫緊重要

の問題に屬す而して本道に於ける水利灌漑事業は極めて有利にして假に熟田(畑及天水に依る水田)を買収し之を計畫するとするも反當五十圓乃至六十圓内外の範圍を以て美田を得らるべく之を現在の水田價格(水利完全なるもの)百五十圓乃至二百圓に比すれば實に莫大なる利益と謂はざる可からず恨むらくは近時財界不況の影響を受け斯業は一般不振を免れずと雖も道は極力調査の歩を進め最も確實有利なる地點に付き本事業の促進を期すべく勸誘に努めつゝあり而して本道に於ける番開拓可能面積二十萬町步中現在水利組合の設置せられたるもの及設置計畫の主なるものを示せば左の如し。

事業地所在 組合名稱 組合區域面積 事業費概算 摘 要

全川郡好賢面 白陽水利組合 三三 一七、七〇〇
白陽里 白陽水利組合 三三 一七、七〇〇

認可済工事中

海州郡來城面	延海水利組合	一一、四〇一	六、〇〇八、三三三	設立認可申請中
延日郡龍道面				
鳳山郡文井面	於之屯水利組合	六、五二二	四、三三、一五〇	同
安房郡大辺面				
北栗郡南栗面	安寧水利組合	八、七七六	三、八四四、五〇〇	設立認可申請準備中
北栗郡北栗面				

次に國有未墾地の利用状況を畧述せんに鮮備開拓株式會社の海州、延白兩郡に跨る一萬二千百七十町歩の大干潟地の開墾を始めとし黄州郡に於ける安川、松本農場、瓮津郡に於ける川佐農場、末永農場、鬼頭農場、松禾郡に於ける齋藤農場、般栗郡に於ける富田農場等は相當規模宏大なるものとす就中鮮滿開拓會社の干拓事業は實に全鮮有數の大工事にして今や其の二大貯水池(面積二千四百町歩)は既に完成し引續き六千五百町歩の干拓工事に着手し目下六百餘町歩の干拓を了せり斯の如く明治四十一年より大正十二年迄に貸付したる未墾地

の面積は三萬六千町歩に達し其の内事業成功に依り附與したるもの千三百町歩にして近く事業成功を見るべきもの二千五百町歩あり。

第三節 普通農事

イ 米

米は本道の主要農作物にして平年に於ける作付反別は十二萬三千町歩收穫高八十五萬石に達し道外搬出高約五十萬石（玄米換算）を算するも仔細に生産の實狀を査覈するに灌漑設備の完成品種の改良耕種法及乾燥調製の改善等施設奨励すべき事項甚だ多し試に平均反當收量に就て見るに僅々玄米七―八斗に過ぎずして内地のそれに比し如何に貧弱なるかを知るに足らん之れ本道米作の尙未だ幼稚なる證左たると共に一面將來增收の餘地綽々たるものあるを物語るものと謂

ふべし元來米の改良増産は先づ以て水利灌漑を先決問題とするも灌漑設備の改善は俄に之が完成を望むこと甚だ困難なるを以て本道に於ては當面の施設として植付の安全なる畝に對し優良種の普及、更新に最も力を盡しつゝあり而して本道獎勵品種は日の出種八つ頭種の二種にして大正十一年普及更新五箇年計劃を樹て二萬二千町歩に對する八つ頭種の普及と一萬九千町歩に對する日の出種の種子更新とを圖りつゝあるが大正十三年迄に日の出種は八千町歩の種子更新を了し八つ頭種は二千二百町歩の普及を見るに至れり而して兩品種共原種は道種苗場にて育成し之を關係郡の第一次採種畝に移し種子の繁殖を圖り其の翌年其の郡の第二次採種畝に轉じ種子を増殖して其の次の年に一般農家に交換配付しつゝあり大正十三年度に於て第

一次採種番十三町五反三畝歩及第二次採種番二百七十八町五反一畝十歩を設置せり尙産米の改良上調製法の改善を行ふの急務なるを認め大正十二年度より特定の里洞を設け蒔其の他の調製農具の購入に對して補助し商人と連絡を取り石拔米として特價を以て取引する方法を講じ以て改良調製を一般に普及せしめつゝあり今最近四箇年間に於ける米の作付反別及收穫高を示せば左の如し。

年 別	作付反別(反)	收穫高(石)	一反當收量(合)
大正十年	一一、二〇六、一九〇	七七八、六〇三	七〇四
大正十一年	一一、二六六、四五二	七六一、四八二	七〇二
大正十二年	一一、二〇九、七八二	八六五、九三五	七一六
大正十三年	一一、三〇一、七九五	七八〇、三九八	六〇〇

ロ 小 麥

最近數年間の平均本道小麥作付反別は十二萬町歩收穫高六十萬石内外にして朝鮮全産額の四分の一強に相當せり而して本道産小麥は麩質の含量に富み品質良好なるを以て製粉原料として需要甚だ多く一箇年の道外搬出高十九萬八千石に達す從來獎勵品種として「カリフォルニヤ」種の普及に努め現在普及面積六百六十餘町歩に達せるも本種は在來種に比し寒氣に對する抵抗力弱きと肥沃地を選ぶ關係上之れ以上の大面積に普及せしむるは事實困難なるを以て本種に對する積極的獎勵は之を中止し専ら在來種中より優良なるものを選出すべく夫々試作中に屬す尙小麥に對しては米と同様の方法により乾燥調製の改良を圖りつゝあり今最近四箇年間に於ける作付反別及收穫

高を示せば左の如し。

年 別	作付反別 (反)	收穫 高(石)	反當收量(合)
大正十年	一、二六二、八九八	七七七、三〇八	六一五
大正十一年	一、二六八、六五五	七二〇、九八七	五六八
大正十二年	一、二一〇、〇九五	四七九、七六三	三九六
大正十三年	一、二八四、一二五	七三九、二九七	五七五

備考 大正十二年收量著減せるは寒害に加ふるに赤錆病の被害甚大なりしに依る

ハ 大 豆

大豆は本道の風土に好適し各郡共普く栽培せられ重要物産の一とし

て移出額二十一萬五千石に達す由來本道産大豆は比較的品質良好にして特に金川、汗浦、黄州等の鐵道沿線地方の産品は内地市場に於て銘柄により取引せられ相當聲價を擧げつゝあるも調製の不充分異品種の混淆等の爲其の眞價を失墜すること尠からざるを以て目下優良品種の統一普及並種子の粒選督勵を爲し之が改良増殖を圖りつゝあり而して本道に於ける獎勵品種は黄州、長湍、密太、オィアルコン、兩期節、銀太等にして明治四十四年以來各郡の風土に應じ普及に努めたる結果年々栽培面積を増加し大正十三年末に於ける優良種の普及面積は四萬六千三百九十町歩に達せり最近四箇年間に於ける作付反別及收穫高を示せば左の如し。

年 別	作付反別(反)	收穫(高石)	反當收量(合)
大正十年	八九〇、一六四	五二五、〇一八	五九〇
大正十一年	九〇二、四八一	四四一、一四五	四八九
大正十二年	九〇〇、九七九	四三八、六七一	四八七
大正十三年	九二一、〇四八	三七六、七〇九	四〇九

ニ 粟及其の他雜穀

粟は本道農家の主食物にして各郡に互りて普く栽培せられ平年收量百十七萬石に達し田作物中第一位を占む其の他雜穀中主要なるものは蕎麥、稗、蜀黍等なるも何れも年産額八、九萬石内外に過ぎずして主として道内に於て消費せらる今最近四箇年間に於ける主要雜穀

の作付反別及收穫高を示せば左の如し。

年 別	粟		蕎 麥		蜀 黍	
	作付反別	收穫高(石)	作付反別	收穫高(石)	作付反別	收穫高(石)
大正十年	一、八三、七四	一、四八、七〇	一四、五九八	九三、三九九	一四、六三六	一〇九、六六
大正十一年	一、八八、五九	一、六二、八六一	一三、五七九	七五、四五〇	一三四、八六五	九四、八八九
大正十二年	一、八八、四三	一、三五、五六	一四、二六〇	七三、六一	一三六、八二六	八九、八〇三
大正十三年	一、八〇、七九〇	一、〇七、六一	一六四、六六六	八一、五二七	一四、五〇〇	八七、一四三

ホ 棉 作

本道の氣候風土は在來棉の栽培に適し各地に互り之が栽培を見ざるなきも就中般栗、安岳、信川、載寧、黃州、鳳山、瑞興及遂安等の各郡は其の作付最も多く田作物中主要の地位を占め年々栽培面積及收穫高を増加しつゝあり本道に於ては之が改良増殖を圖らんが爲大

正八年棉作獎勵十箇年計畫を樹て面積を一萬八千町歩に棉産額を一
千八百萬斤に達せしむべく極力指導獎勵を加へ來れるが近年棉價の
好況に伴ひ農家に於ても益々面積を擴張せむとするの機運に向ひた
るを以て大正十四年に於て既定計畫を變更し面積を二萬町歩に増加
することゝせり今最近四箇年間に於ける栽培面積及收穫高を示せば
左の如し。

年 別	作付反別(反)	收穫高(斤)	反當收量(斤)
大正十年	八〇、八六一	五、四五二、〇五七	六七
大正十一年	九四、九九九	六、〇九九、八一三	六四
大正十二年	八四、四四七	五、二七九、五四三	六三
大正十三年	九五、一二二	五、二六三、七七七	五五

へ 甜 菜

大正七年以來技術員を設置し黃州郡に駐在せしめ黃州、鳳山の二郡に之が栽培を獎勵指導せり而して之に要する種子は道地方費及大口本製糖會社より全部給與しつゝあり道に於ては獎勵著手以來栽培指導を行ふ一面之が改良に關する試験研究を行ひ以て成績の擧揚に努め又製糖會社に於ては肥料耕作資金の貸付を爲し或は獎勵金を交付して耕種法の改善に盡しつゝあるも粗放に慣れたる朝鮮在來の農法を改め適當なる耕作法を知悉せしむるには尙今後若干の年月を要するものと認めらる尙製糖會社に於ては大正十三年度より更に載寧、長淵、松禾及殷栗等の西海岸地方に試作を行ひつゝあり大正十三年度の作付反別四百十一町歩收穫高二百七十七萬斤なり。

ト 果 樹

本道に適する果樹は苹果、梨、葡萄及栗等なるが就中苹果は其の成績最も良好にして黄州、海州、汗浦、載寧、殷栗等の地方は之が主要産地とす特に黄州産は品質の優良と産額の多大とを以て恰く世に知られ遠く哈爾濱方面に輸出せらるゝもの年々十萬貫内外に達す而して同地には大正五年果樹組合を組織せしめ品質の向上、病虫害の防除、販路の擴張等を圖らしめつゝあり今本道に於ける苹果栽培樹數及收穫高を示せば左の如し。

年 別	栽培樹數(本)	收 穫 高(貫)
大正十年	一八二、七八二	四三三、〇一五

大正十一年
大正十二年

一九八、八〇六
二二八、四〇六

四三六、八一九
四三三、三四〇

チ 吠

本道に於ける吠の需用高は澁物包装用のみにて年額百二、三十萬枚を要するに不拘道内生産高は約四十萬枚内外に過ぎずして殘餘は他より之が供給を仰ぎつゝあるの狀況なり吠の生産奨励に關しては從來努力せるも成績豫期の如く上らざりしを以て大正十三年より新に計畫を樹て大正十七年迄に自給自足の域に達せしめんとす而して其の奨励區域は海州、信川、載寧、鳳山、黃州各郡の主要米產地二十四箇面にして之が生産奨励に關しては吠組合又は農會をして其の衝

に當らしめ實行方法としては地方費、農會及組合より、補助金を交付して機臺を購入せしめ或は教師を配置して技術の傳習に當らしむ而して生産品の検査は穀物検査員農會又は組合技術員をして之を行はしめ販賣に關しては夫々地方の事情に應じ指定商人を設置し或は入札法により或は時々當業者に直接販賣する等其の方法種々あるも何れも農會又は組合に於て之が斡旋をなせり今最近三箇年間に於ける頃の生産高を示せば左の如し。

年 別	數 (畝、枚)
大 正 十 年	四三四、七四三
大 正 十 一 年	四四五、三二〇
大 正 十 二 年	三五一、四二九

備考 本表は其の前年の十一月より其の年の十月迄を一箇年として計算す

第四節 穀物検査

本道穀物検査の機關は現在本所一、支所二十三箇所にして之に従事せる職員は三十八名なり其の區域は十四郡に亙り延長海岸線八百哩鐵路約百哩に達す検査を行へる穀物は玄米、白米、小麥、大豆、小豆の五種にして其の検査數量は農作の豊凶、市價の高低等によりて一定せざるも五品を通じて平均百三十萬呎價格八百五十萬圓内外にして何れも道外に搬出す而して玄米は近時獎勵の結果産額を増加したるのみならず取引好況を呈せるを以て大正十二年以來検査數量も頗る激増し小豆は不作の爲検査開始の初年なる當十三年度に於ては

殆んど受檢するものなし今最近四箇年間に於ける種類別受檢數並に仕向地の百分比を示せば次表の如し。

種類別受檢數 (單位畝)

年 度 別	玄 米	白 米	大 豆	小 麥	計
大正十年 度	一九、九三	二、〇五	七六七、〇〇	六三九、三九五	一、六八九、四三
大正十一 年度	八八、〇六	四、四六	五八六、〇六	四〇九、三九九	一、〇八七、八六七
大正十二 年度	三六、〇〇	一七、六八	三三三、八三	二〇〇、九〇	九二八、一三六
大正十三 年度	三六、二六	二六、四九	三四、四九	四〇九、五二五	一、二三八、五九九

備考 大正十三年度は一月末日迄の數量を示す

主要仕向地別搬出數量百分比

第五節 蠶業

仕向地	大正十年	大正十一年	大正十二年	平均
鎮南浦	三四・八	三二・四	三〇・三	三二・〇
仁川	五八・五	五九・一	五六・〇	五八・〇
平壤	〇・二	〇・一	一・一	〇・四
京城	二・一	三・六	四・〇	三・〇
大阪		〇・一	〇・六	〇・二
東京		〇・三	一・三	〇・四
元山	一・六	一・〇	二・四	一・六
其他	二・八	三・四	四・三	四・四

本道の氣候風土は最も養蠶に好適せるのみならず農家の副業として最も有利なるを以て夙に之が指導獎勵に力を致しつゝあるが近時農家の覺醒と相俟つて益々發展の趨勢にあり本道に於て養蠶の盛んなる地方は金川、平山等の鐵道沿線及谷山、遼安及新溪等山地帶の各郡なりとす今蠶業に關する施設獎勵の概要を述べれば左の如し。

イ 栽桑獎勵

大正十一年春道内農家の約半數即ち十萬戸に對し一戸當り五十本宛合計五百萬本の桑苗植付を斷行し同十二年春約百萬本の補植を行へり斯くの如くして從來最も困難としたる桑苗の植付も大體一段落を告げたるも養蠶の業は將來益々發展の趨勢にあるのみならず本道の田面積は四十一萬町歩に達し栽桑の餘地尙甚だ多きを以て極力之が

獎勵に努めつゝありしが偶々本府に於て養蠶獎勵計畫の樹立を見るに至りしを以て本道に於ても之に順應し今後十數年間に桑田面積一萬町歩産繭額八萬石の實現を目標とし先づ大正十四年度に於て桑苗三百六十萬本の植付けを爲さしむべく計畫中に屬す。

ロ 優良蠶種の供給

蠶種の純良を期する爲め原蠶種製造所に於て優良なる原蠶種を製造して之を道内の蠶種製造者に配付すると共に一面蠶種製造業者に對しては蠶業取締所をして嚴密なる監督取締をなさしめ以て道内産蠶種の品質向上を圖りつゝあり而して道内産を以て需要を満す能はざる場合は道外より購入を斡旋し養蠶者に供給しつゝあり。

ハ 養蠶法の改良普及

改良養蠶法の普及を圖る爲夙に農蠶團體其の他に補助金を與へ簡易なる女子蠶業講習所を設置せしめ女子の養蠶に關する趣味智識の向上發達を圖りつゝあるが尙農閑期を利用し講習講話會を開催し或は稚蠶共同飼育所の設置を奨励して巡回教師を配置する等一般農家の養蠶法改良普及に努めつゝあり。

ニ 乾繭の改良

乾繭の巧拙は直接繭の品質又は價格に影響する所頗る大なるを以て毎年地方費より補助金を交付し簡易乾繭器の製作又は乾繭場の建設を奨励しつゝあるも乾繭場の建設は多額の經費を要するを以て差當り急施を要する場所より漸次農蠶團體をして之が建設を爲さしめつつあり大正十三年末現在乾繭場數十二箇所（一箇所一回の乾繭能力

四石乃至十二石）簡易乾繭器數百十六個（一個一回の乾繭能力三斗）なり。

ホ 繭の販賣斡旋

生産繭は道郡に於て共同販賣の斡旋を爲しつゝあり即ち販賣開始期に先ち管内を數區に分ち各商人をして豫め生絲生産費（基準信州武州格相場）を入札せしめ其の最低入札者に對し其の區の一手購買を指定することゝせるが取引一般に圓滿に行はれつゝあり而して大正十三年に於ける總販賣石數六千八百五十六石の中共同販賣に付せられたるもの四千七百五十三石（約七割）に達せり最近四箇年間に於ける蠶種掃立枚數並産繭額及飼育戸數を示せば左の如し。

しきを得蹄質堅靱にして能く使役に適し加之體質強健にして粗食に堪ふるを以て漸次内地及南鮮地方に其の弊價を高めつゝあり本道畜牛の數は十三萬五千餘頭（大正十三年七月家畜一齊調査に依る）を算し其の分布は概して東北の山地帶最も濃厚にして西南の平垣地方最も稀薄なり而して畜牛數を農家戸數及耕地面積に對比するに農家十戸に對し六、一頭耕地十町歩に對し二、五頭の割合に過ぎざるを以て勞力及肥料造成の關係より見るときは其の數決して多しと云ふ能はず況んや比年農事發展の機運に向ひ且つ内地への移出牛一箇年一萬餘頭を算するの狀況なるに於て於乎畜牛の改良増殖は一日も忽緒に附すべからざる重要事項なりとす故に將來地方の狀況に應じ農家十戸に對し八頭乃至十二頭を飼育せしむることを期し夫々施設計畫

の歩を進めつゝあり畜牛の改良増殖に關しては夙に種牝牛の充實及種付、牛糞の設置、乾草の採取貯藏及共同牧野の設定等を獎勵すると共に一面畜産同業組合の充實を圖り其の活動を促し來れるが特に種牝牛の充實に就ては最も力を注ぎ大正十三年度は種牝牛八百頭を設け成牝牛六十頭に對し種牝牛一頭の割合に配置し是等種牝牛は凡て畜産同業組合又は面をして購入設定せしめ道は之に保護料を交付して種付を獎勵せり尙畜牛の利用價值増進と産牘の改良とを圖らむが爲め劣等牝牛の去勢獎勵を企劃し大正十二年より之が試験を行ひつゝあり。

ロ 豚

本道の養豚數は九萬四千餘頭に及び其の數敢て尠しとせざるも其の多くは利用價值少なき在來種なるを以て夙に「パークシャ」種を以て

改良せむことを期し大正三年度より道種苗場に於て種豚の飼養蕃殖を圖り其の生産豚を篤農家に貸付し蕃殖及種付を奨励し更に大正十年度より畜産同業組合に於て經費の許す限り種豚を購入せしめ専ら種豚供給の圓滑を圖りし爲大正十二年未改良種二萬四千五百頭(二割六分)に及べり。

ハ 鶏

最近に於ける養鶏数は百十萬餘羽に及び農家一戸に對し五羽に當れり然るに在來種は體格倭小にして且つ産卵數少く經濟的價値に乏しきを以て品種改良の必要を認め大正三年豚と同様の方法に依り之が改良を圖り來りしが大正十二年度より各郡畜産同業組合をして種鶏部落數個所を設置せしめ部落内在來種を淘汰して之に改良種を配付

し以て改良種の系統的蕃殖を圖り専ら種鶏種卵の供給地たらしめむとし同年度に於て内地先進地より横班ブリマウスロツク。白色レグホン。ロートアイラントレツド。及名古屋種等合計千三百四十羽を購入して種鶏部落に配付し大正十三年度に於ては之等部落より生産せる種鶏及種卵を以て改良種の普及を圖るの外道畜産協會の事業として瑞興郡畜産同業組合をして種鶏一千八百羽の育成をなさしめ之を各郡種鶏部落に配付し以て益々改良鶏の普及に努めつゝあり今既往三ヶ年間に於ける牛、豚及鶏の各年末現在數を示せば左の如し。

年 別	牛	豚	鶏
大 正 十 年	一一三、七四三 <small>頭</small>	八八、九八六 <small>頭</small> △一二、三一六	五四三、六八四 <small>羽</small> △五四、三二五

備考 △印は改良種を示す

大正十一年	一一五、一〇四	△九七、三五一 △二一、〇〇七	五八四、九二九 △八四、六六八
大正十二年	一一七、一六四	△九九、二一一 △二四、五〇一	五八三、七一一 △八六、五二一

第七節 農事團體

本道に於ける農事團體は從來畜産同業組合、地主會、養蠶組合、棉作組合、繩吹製造販賣組合、果樹組合等合計五十四團體を擁したりしが畜産同業組合を除く外孰れも基礎薄弱にして一般に萎靡不振を呈し健實なる發展を期すること困難なるを以て大正十三年度より之等團體を統一して一九としたる郡農會を設立せり現在に於ける團體左の

如し。

團體名	團體數	大正十三年度豫算額	備考
畜産同業組合	一七	二二〇、五七七 ^四	各郡
郡農會	一六	二二二、八〇七	鳳山郡を除きたる十六郡
繩隊組合	二	五、八〇三	鳳山郡延白郡
養蠶組合	一	二、五八〇	鳳山郡
果樹組合	二	一、六一二	黃州郡
棉作組合	一	二、四三〇	鳳山郡

第八章 商工業及鑛業

第一節 商業

本道に於ては未だ商業都市の見るべきものなく商取引の大部分は所謂市場取引に係るものなりとす而して各市場の取引は農作物の豊凶物價の昂低地理的關係其他各種の事情に依り多少の盛衰消長を免れずと雖途年農産物の改良増殖及市價の昂騰に伴ふ農家經濟の向上に依り漸次取引高を増加しつゝあり。

市場總數一一四箇所海州の毎日市を除くの外全部月六回の開市にして就中沙里院最も殷盛を極め延安、市邊里、新幕、載寧、安岳、翠野等の各市も亦著名なるものとす。

近年朝鮮米及朝鮮牛の内地に於ける弊價頓に昂り漸次需用増加の傾

向にありて之が取引も相當の額に達し織物、水産物、其の他の雜貨之に次ぐ。

最近三箇年間市場取引高比較

種別	大正十二年	大正十一年	大正十年
農産物	二、一一〇、七四六	二、四二二、七四一	二、三〇七、七九五
水産物	五五〇、一六三	五八四、八〇一	五八九、五七二
織物	一、一二五、二五八	一、四四一、七四四	一、四一〇、四一八
畜産物	三、五七六、八〇七	三、四一一、九六七	三、五四八、二〇八
其他雜貨	一、一二六、〇五〇	一、一八八、五二九	一、〇九一、七六一
計	八、四八九、〇二四	九、〇四九、七八二	八、九四七、七五四

備考 大正十二年中市場新設一所廢止一所現在一一四所

第二節 工業

本道の工業は兼二浦に於ける三菱製鐵所を除くの外概ね家内工業又は副業的小工業にして其種類及生産の状態は甚貧弱を極め製品も亦原始的製品多く一般的商品としての價値に乏しきは遺憾とする所なり。

最近三箇年間主要工産物産額比較

種別	大正十二年	大正十一年	大正十年
織物	七七五、四三二	七一四、一一三	八一五、二五六
紙及紙製品	三〇、〇〇一	五二、二七一	七二、五八二
窯業製品	四一二、八三八	四三三、三二六	六八九、三五七

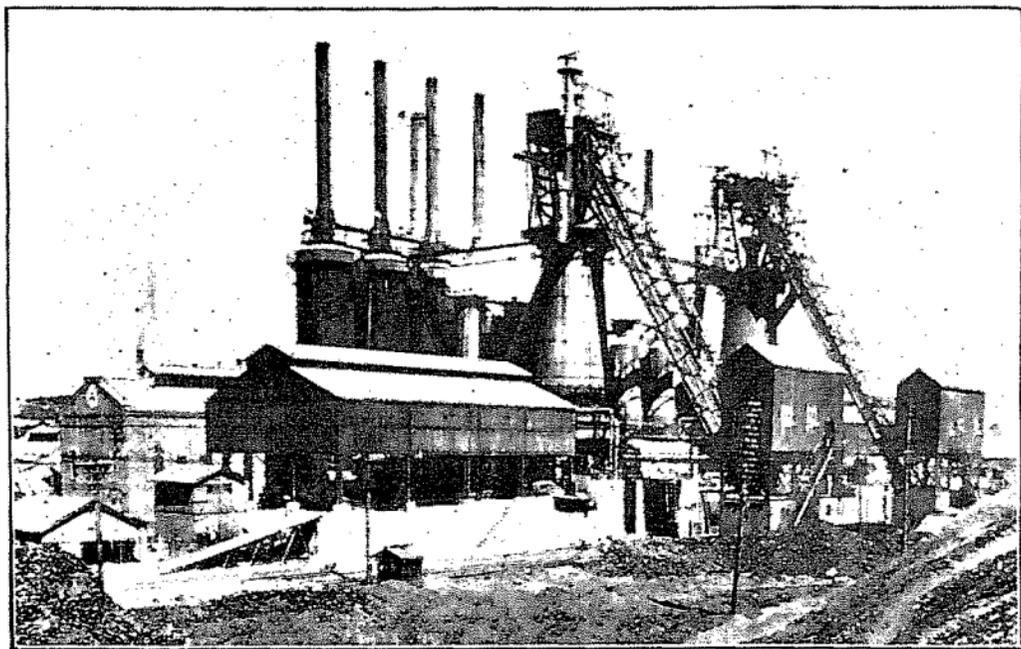
金屬製品	四三三、三五九	四二二、九四四	四三五、一五三
木製製品	一六五、三九二	一三九、八四五	一一六、三五九
蠶製品	一、一九三、二五四	一、一九九、一五六	一、五一二、一三三
布帛製品	一、五五五、一三〇	一、三〇五、二九〇	一、五〇五、一五八
礦造製品	二、六二八、二七九	二、八八〇、八七三	二、一七五、二二六
穀粉	一、二二四、〇七八	一、三〇七、九四九	一、六八七、四九〇
植物性脂油	二四一、七二八	二九九、九八五	二七五、〇〇〇
肥料	一、一七四、七十一	一、一一五、〇一八	六一〇、〇〇〇
其他工業品	五、〇〇二、五九五	四、七九三、八一三	二、七二四、二八五
合計	二四、八三七、八〇三	二一、四六六、三五八	二二、六一七、九九九

三菱製鐵株式會社兼三浦製鐵所

兼二浦製鐵所は資本金二千五百萬圓にして熔鑛が二基を有し一晝夜の製鉄能力三百噸に達し原動力は三萬二千餘馬力にして電力並汽力を使用す大正八年平炉五基竣成製鋼事業を開始すると共に鋼板、條鋼の製造を始めたるも軍備縮少の影響を受け大正十一年五月製鋼作業を休止し製鉄事業は引續き良好の成績を以て作業を繼續せり現在職工内地人三二〇人朝鮮人六四五人支那人六九人職員三百餘名を使用す大正十二年中の生産總額左の如し。

種別	數量	金額	輸移 出高	主なる販路	主なる用途
銑鐵 低燐銑 チル下用銑	五七、三三 ^噸	五、四四、七六 ^圓	内地及鮮内	内地及鮮内	鑄物用
	二、六〇	二、三〇、三三	内地鮮内及滿洲	内地鮮内及滿洲	高級鑄物用

粉 骸 炭	三、四六六	三、五、五二	三、一五〇	鮮内	汽鑛用燃料其の他
ピ ッ チ	一、三〇三	一、六、〇八四	三〇〇	鮮内及自家用	煉炭粘結用
硫 安	一、三二九	二、七八、一五九	六四	鮮内	肥料
ナフサリン	一、七	五、七八五	一七五	内地	精製ナフサリン原料
鋼 板	—	—	七、六七	内地鮮内及滿洲	船舶修繕材料其の他
鋼 條	—	—	一、三三〇	内地鮮内及滿洲	船舶修繕材料其の他
大寶無煙炭	六、五五九	五、八九〇	四、四〇〇	内地鮮内及自家用	煉炭原料其の他
高爐セメント	一、七、〇五九	一、〇、二、〇〇〇	九、四七	鮮内	土木工事用
鐵 滓 綿	三	二、七、九	三	内地	保温用
煉 炭	二、三、四〇	一、八、四、四〇	二、六〇	鮮内	汽鑛及家庭用燃料
ター 油	九、〇	八、〇、八七	六、七	内地	木材防腐材其の他



三 菱 兼 二 浦 製 鐵 所 熔 鐵 爐

工場及事業場

大正十二年末に於ける工場總數二二六從業者二五、〇六八人にして其の數最も多きは窯業六十七、製紙業五十七、鐵工業三十八等を主なるものとす而して兼二浦製鐵所鳳山炭坑、栗浦、金山、遼安金鑛次ぎに海州精米所、兼二浦精米所、鷄井の石粉工場、物開の石灰工場等を除けば大抵從業者五名乃至十名位を有する小規模の家内工場名に過ぎず。

第三節 會社

會社として道内に本店を有するもの九支店七にして其の中主要なるものは兼二浦製鐵所漢城鑛業會社（遼安金鑛）兼二浦精米所海州電氣會社、載寧運輸倉庫會社、西鮮興業會社（沙里院）東拓沙里院支店、朝鮮興業會社黃州支店、殖産銀行海州支店及沙里院支店、大同

銀行載寧支店等なり。

第四節 鑛業

本道に於ける鑛物は金、銀、鐵、亞鉛、硅砂、砂金、石炭其の他各種に互り(鑛區數百四十四)就中鐵、金、鉛、硅砂、砂金、石炭の如きは其量最も豊富にして栗浦金山、樂山金鑛、遂安金鑛(汰鑛の製鍊のみ)載寧鐵山、安岳鐵山、殷栗鐵山、銀山面鐵山、鳳山炭坑等著名なるものとす大正十二年中に於ける主要鑛産額左の如し。

鑛種	數量	價格	主要なる鑛山及經營者
金	五、七六兩	三、四、七兩	延日、栗浦金山(谷日與四郎)遂安金鑛(コレア)
鐵鑛	一、六〇六噸	六、四、五元	載寧殷栗鐵山(農商務省)採堀は三葉製鐵所載寧三葉鐵山、安岳及黃州鐵山(朝鮮鐵山株式會社)

石炭	二五、五七	一四、八二	鳳山炭坑
鉄鐵	一、四六、二四	一、二八、九三	達安金鐵
砂	四、三三、〇〇	三、三九、九	長瀬郡、旭硝子株式會社
計	八、一七	五、〇八、九	兼二浦製鐵所
	一	七、四四、三七	

第九章 林 業

本道林野の總面積は概略百一萬町步にして全土の約六割餘を占むと雖古來林政の行はるゝなく至る所地元住民の自由探伐に委せられ或は火田を濫耕し毫も植栽保護に意を用ゆるものなく爲に林野の大部分は荒廢に歸し常に林産物の不足を告ぐるのみならず國土の保安を

害し産業の發達を阻害し又交通及衛生等に甚大の損害を及せるを以て始政以來各種の獎勵施設に依り極力殖林事業の作興を圖ると共に從來曖昧混沌たりし林野の權利關係を調査分明ならしめ一面又林野の保護取締に努めたるの結果今や殖林の氣運漸く熟するに至り各地に造林事業の勃興するを見造林及保護の方面に於て往時に比すれば著しき發達を爲し林相亦大いに改善せられたるは一般世人の等しく之を認むる所なり。

第一節 林野の現況

林野の分布及森林植物 本道に於ける林野は載寧及延白地方の兩平野を除くの外道内略均等に分布せらるる之を森林植物帶上より觀察す

るときは東北部即ち谷山、遼安、新溪地方及山嶺部を除くの外は温帶中部に屬しテウセンアカマツ、ビヤクシン、テウセンマツ、テウセンモミ、ケヤキ、ヌルデ類、クスギ、アペマキ、テウセングリ、ラウセントネリコ、サクラ類、ニレ類、カヘデ類、キハダハンノキ類、コナラ類、モンゴリナラ、ドロノキ類、ハリギリ、ヤナギ類、カシハ、ナラガシハ等の樹種に富むと雖亦温帶北部の樹種にも乏しからず林野の面積及林況 本道林野の總面積は百萬七千三百六十町歩にして大正十二年末に於ける所有別及林相別面積及其の割合を掲ぐれば次の如し。

(イ) 所 有 別

區分	面積	積割	割合
緣故者を有せざる國有林	一八三、五九七 ^町		一八%
緣故者を有する國有林	五六六、〇三六		五七
公有林	九、〇七三		一
寺刹林	一四、九五五		一
私有林	二二三、六九九		二
計	一、〇〇七、三六〇		一、〇〇

(ロ) 相林別

區分	面積	積割	割合
----	----	----	----

成林	人工造林地	天然造林地	要問植種樹地	未立木地	計
一四一、〇三〇 ^町	三〇、二二二	四七三、四五九	二四、七六六	一一〇、八八三	一、〇〇七、三六〇
一四%	三	四七	二四	一一	一〇〇

即ち本道の林野は甚だ成林地に乏しと雖又南鮮地方に於ける林野の如く殆んど秃山裸峯と化し或はアカマツの跋扈占領せると其の状況を異にし優良なる潤葉樹種に富みアカマツの如きは僅かに二、三割に過ぎずして未だ林相の荒廢と云ふが如き程度のものに非らず故に現時の状態に對し今後數年間適當なる林野の保護保育を繼續せば相

當の林相を呈するに至るべきを信ず然れども亦未立木地に對する人工造林の忽にすべからざるは言を俟たざる所なり。

第二節 林産物

本道に於ける林産物は次表に示すが如く年産額七、八百萬圓の多額に上ると雖現在森林の連年生長量は未だ以て毎年の木材消費量を充すに足らず年々其の蓄積を漸減しつゝあるを以て或は林野の保護取締を勵行し或は代用燃料の使用を奨励する等伐採は努めて之を制限するの方針を採れるは蓋已むを得ざる所なり。

大正十二年林産物産額調

第九章 林業

種別	數量	價額	備考
主産物 用材	一四、四六 <small>尺</small>	七五、四六 <small>四</small>	連年生長量 移入木材
薪材	一、〇〇〇、三三三	一、四〇一、六六三	計 消費量
計	一、一四〇、六〇〇	三、一四三、一六九	引毎年不足量 現在蓄積
樹質及種子	六、〇九 <small>石</small>	九〇、三三六	樹質の内主なるものは
樹皮	一七、四 <small>担</small>	一八、五五	クリ四、一五三石七二、四〇九圓
樹液及樹脂	二三	一、四九三	クマギ一、七六石二〇、四三圓なり
菌蕈	四三三	一、一八三	
五倍子	五三	一五三	
山菜	八八、九四	二六、五八三	
副産物 樹葉	二三、六七四、七三三	五八、五三	樹葉の内主なるものは桑葉

合 計	業		
	藥 草	葛 粉	松 花 草
	二九〇九三	九〇、七〇〇	九一、四三〇、一九四 <small>米</small> 二石
	三三、六四一	三〇、四三三	四、六三〇、四九五
	一、八二八、三三三貫三匁、〇三七圓なり	木炭の産額及移輸出高	六〇産額三、一三三、七九貫五匁、四六圓
	七、二四九、五五〇	五、〇五五、四八一	移輸出高一、六七二、〇八三貫三〇一、九四八圓

第三節 私營養苗及造林事業

始政當時に在りては樹苗を養成し之を山地に植付たるが如きものと稀れなりしと雖獎勵の結果漸次斯業の發達を見之が大正十二年に於ける狀況は養苗者數九十六名苗圃面積四十六町步餘其の生産苗數

成苗四百三十三萬本、幼苗四百五十六萬本に及べり然れども未だ造林
苗數の二分の一乃至四分の一を供給し得るに過ぎず毎年他道より多
大の樹苗を移入するの狀態なり而して殖林種苗の自給自足は造林事
業遂行上極めて重要な事項なるを以て道、面、學校組合又は契は
勿論一般林業經營者に對し各自採種養苗を爲すべき様勸奨し以て種
苗自給自足の域に達せむことを計りつゝあり。

私營造林事業は漸次發達し之が大正十二年に於ける狀況は面積二千
八百十七町歩植付本數七百六十三萬本播種五石二斗六升にして明治
四十三年以降の累計面積三萬町歩餘植付本數五千七百三十三萬本播
種十四石三升なり造林樹種はアカマツ類、クスギ、カラマツ類、を
主としクロマツ、テウセングリ、ニセアカシヤ、ヤマハンノキ白楊類

ヘイジヨウグリ之に亞ぎキリ、イテフ、サクラ、ウルシ、テウセンモミ、テウセンマツ等少數の造林あり今本道に於ける一千町歩以上の林業(主として國有林野の借地造林)經營者を掲ぐれば次の如し。

一千町歩以上林業經營者調 (大正十四年一月現在)

林野所在地	箇所數	面積	創業年月	經營者
海州、金川、平山、載寧、新溪郡	四	一九、五町 ^町	大正三、三月	三井合名會社
延白、平山、黃州、鳳山、瑞興郡	五	一八、八町 ^町	明治四、四月	東洋拓殖株式會社
海州、載寧、安岳、殷栗、信川郡	五	二〇、四町 ^町	大正三、八月	黄海道地方費
金川、平山、殷栗、長淵郡	五	二〇、〇町 ^町	二、一月	田善四郎
黃州、鳳山、瑞興郡	六	八、七町 ^町	三、四月	片倉殖産株式會社
遂安、海州、釜津郡	七	六、四町 ^町	七、二月	岩崎俊彌

遂安、新溪、瑞興郡	遂安郡	海州、慈津、松禾、鳳山郡	金川郡	長淵郡	瑞興郡	遂安郡	松禾、信川郡	信川郡	信川郡	計
三	一	五	一	六	九	三	三	三	一	二四
六、五同	五、四同	五、四同	三、八同	三、二四同	三、二五同	一、六同	一、五二同	一、三五同	一、〇八同	104,107
一、八	三、四	六、三	四、四	三、六	六、三	六、二	六、二	三、四	三、三	十
鮮滿開拓株式會社	山口勝藏	川上佐之介	李王職	朝鮮農事株式會社	朝鮮興農株式會社	小林德次郎	阿川信平	眞宗木願寺派別院	朝鮮紙株式會社	十六名

第十章 水産業

本道は朝鮮西海岸中央部に突出して一大半島を形成し其の海岸は參差展曲灣漁艸角相連り前海には大小百三十有餘の島嶼棋布碁列し從て沿岸線は頗る長大にして本陸六三五、七五哩島嶼二三五六、四六哩合計八七二哩二三に達し廣大なる淺海干潟地之に續き各種魚介藻類の蕃殖夥しく沖合は水深からず最深所と雖五十尋に充たず漁場面積頗廣大にして加之暖寒の二流相交錯するあり棲息する魚族は饒多にして其の洞游亦頗濃厚なるのみならず之等水族中には製造加工の上内鮮人の嗜好に適し或は輸移出品として好適なる有要種屬に富み又沿海には各種介藻類の養殖適地適種頗る多し如斯本道水産業は漁撈製

第一節 漁業の状況

本道は廣大なる好漁場を擁し且各種有要水族亦頗る饒多なるも從來専ら沿岸漁業の域を脱せず偶々沖合漁業と看做すべきものありとするも是亦概ね距岸數哩を出ざる状態なりしが近時漸次其の面目を革むるに至り其の漁獲高は始政當時に比し數量に於て十五倍價格に於て九倍に増加し其の採捕利用せらるゝ種族亦三十八種より今や六十餘種に増加せりと雖尙沖合に於ける好漁場は十分開拓せらるゝに至らず而して之等漁獲物中重要なるものは石首魚にして年産額五十三萬圓に達し其の他イカナゴ二十四萬圓ナマコ十五萬圓フノリ、ニベ、エビ等各十萬圓以上タチ、イソシ等五萬圓以上の産額あり其の他

鯖、鯛、鱒、鱒、鮭、鰯等は未だ漁獲多からざるも其の洄游頗る濃厚なるを以て將來最囑望せらるゝ種屬なりとす。

而して内地人漁業状況を見るに管内定住内地人漁業者は長洲郡夢金浦に最多く集團し松禾郡椒島、釜津郡龍湖島之に次ぎ其の他海州、般栗郡に散在せるも僅々二三戸宛に過ぎず其の經營漁業は主として地曳網、船曳網、沖曳網、細瀬網を以て春期は玉筋魚秋期は鰻、鱒、撈双魚等を漁獲し其の他潛水器漁業太刀魚、鯛、鮓等の延細漁業を經營す管内定住者の外他道又は内地より通漁する者は其の漁船數毎年四百隻以上に達し主としてグチ、鮫鰾網漁業者にして之等内地人の漁獲高八十五萬圓に達す。

朝鮮人漁業は之を定置と運用との二に分つべく定置漁業の主なるも

のは魚箭、柱木網等にして海州、瓮津、般栗郡に多く其の數三百三件に達す而して海州郡に臨むものはグチ龍湖島近海はイカナゴ、イワシ、イカを般栗郡に臨むものはイカを主漁す運用漁具としてはグチ、鮫鱈網、エビ、醃船網、地曳網、沖曳網、桁曳網等を主なるものとす而して醃船網は延白に多く瓮津之に次ぎ許可件數二百十九件地曳、沖曳網は長淵松禾に多く百八十三件桁曳網漁業は長淵、瓮津に多く二百八十五件に達す又朝鮮人にして他道より通漁する者三百十五隻に達しグチ、鮫鱈網漁業等最主要なるものとし其の漁獲年額約百十萬圓に達す。

第二節 水産製造業の狀況

本道漁獲物中には内鮮人の嗜好に好適し或は輸移出品として適當なるもの多きも從來其の製造法幼稚なりしが漸次發展して數量の増加と共に其の製法又面目を一新するに至り現に生産せらるゝもの七十五種に達す而して煮乾イカナゴの三十三萬圓鹽グチの二十五萬圓海參の十五萬圓フノリの十七萬圓等を主要なるものとし素乾イカ貝柱鹽大刀魚、蝦鹽辛等何れも五萬圓以上の産額を有す而して本道水産製造物中フカ、鰯、鰯、煮乾玉筋魚、鰯、竹鰯、鮑及海參、貝柱、海月、魚鰾等其の生産額五十七萬圓は純輸出品に屬し之等は將來大に其の産額増加の餘地大なるのみならず其の他タラ、エビ、タチ、ヒラ等將來輸出品として好適なる種類多く又魚油、フノリ、天草等約二十萬圓は現に内地に移出せらる即ち本道水産物中には如斯輸移出に適す

る製品多く將來開發の餘地頗る大なり。

而して内地人製造業は其の經營漁業の性質上煮乾イカナゴ、煮乾イワシ、海參、貝柱等主要なるものとし内地人製造高四十三萬圓中三十七萬圓を占む朝鮮人製造業は從來主として鹽藏、鹽乾等簡單なる加工をなし鮮内の需用に供するに過ぎざりしが今やイワシ、イカナゴ、海參等の煮乾品の製造業興り漸次輸出向製品の生産増加しつつあるは顯著なる事項の一なりとす其の他鮮人製造物として主要なるものは鹽乾グチ、エビ、鹽辛、素乾イカ等にして其の産額九十七萬圓に達す。

第三節 養殖業の現状

本道沿海は遠淺にして且潮汐干満の差多く従て廣大なる淺海干潟地相連互し養殖適地多きのみならず其の適種亦頗る多しと雖未だ養殖業に意を致す者少く僅々アケマキ養殖場四十三萬坪カキ、アサリ六萬七千坪に過ぎず天與の富源は徒に遺棄して顧みられざるの狀態にあり然れ共近時漁業組合、漁業楔等に於て其の地先水面介藻類蕃殖保護の計を樹つるもの漸次増加しつゝあり。

第四節 漁業組合及道水産會

漁業組合の設立を奨め漁村の維時經營を圖らしむるは水産業開發上最緊要なるに鑑み大正十一年度に夢金浦及龍湖島の二組合大正十二年度に大青島の各漁業組合の設立を見たり之等各組合は各種共同施

設其の他漁村の維持經營に努めつゝあり又道水産會は大正十二年四月之が設立を見るに至れり本會は水産業の改良發展を圖るを以て目的とせる自治的公共團體にして水産業者の地位向上と利益増進上の各施設を遂行し一面水産行政の補助機關としての性能發揮に努めつつあり其の組員數其の他次の如し。

名	稱	組 合 員 數	像 算 額
夢金浦漁業組合		二六七	一七、六〇二
龍湖島漁業組合		五二四	五、六三九
大青島漁業組合		二三八	五、〇〇四
黄海道水産會		一	一八、九〇〇

第十一章 社寺及宗教

神 社

内地人の在住多きに随ひ敬神崇祖の念よりして神社の創立を計畫し道内海州、兼二浦の二神社あり天照大神を祭神として奉祀し社掌一人宛あり。

尙地方の情況に依り神社の體制を具ふる能はざるも敬神上の満足を得むが爲神祠を設立せるもの黄州及載寧郡北栗の二箇所神明神祠あり。

宗 教

本道には神道、佛教、基督教の三教派分布され布教の教勢基督教最

も盛なり。

神道は各派其微々として振はず信徒の數より見れば佛教にありては淨土宗の三千九百九十七人を最多とし眞宗本願寺派の三千五百四十人之に亞ぎ妙心寺派の三百十人を最少とす、又基督教にありては長老會の二萬二千六百八十六人を最多とし美監理派の四千六百六十九人及天主教の四千四百四十五人之に次ぎ安息教の一百六十六人及朝鮮會衆基督教會の二人を最寡とす。今左に布教の狀勢を表示せむ。

神	道	天	理	布教所數	布教者數	信徒數
金	光	教	教	二	二	一一〇
一	一	一	一	一	一	八〇

第十一章 社寺及宗教

	朝鮮寺刹	佛 教	小 計
日本メソヂスト 教會 朝鮮會衆 基督教會	小計	眞言宗各派聯合會 高野山大師教會 日蓮宗 妙心寺派 小計	眞宗本願寺派 淨土宗 曹洞宗 小計
一 二	五一	一六 一 二 二 二 四 五	三
一 二	一 一	一六 一 二 二 二 四 五	三
二 九三	二、五四五 一、二三〇	九、二七七 三一〇 七二〇 三二〇 三二〇 三、九九七 三、五四〇	一九〇

基督教		朝鮮基督教會	七	二〇五	三三五
		朝鮮耶穌教長老教會	二二八	二〇四	二二、六八六
		美監理教會	八五	八八	四、六六九
		南監理教會	五五	三五	二、二八七
		救世軍	九	九	四一四
		英國聖公教	五	三	二八六
		天主公教	五一	四〇	四、四四五
		第七日安息日耶蘇再臨教會	四	四	一六六
小計			四四七	三九一	三五、三八三
		外國人			

第十二章 衛生

第一節 醫療機關分布の狀況

本道内に於ける醫療機關は左表の通にして其主なるは醫師八十六名
 醫生二百四十五名なるを以て醫師並に醫生一人に對し人口三千九百
 五十七名に當れり斯の如き幼稚なる機關にては吾人生存上に於て萬
 全を期し難きを以て之が補填教養等に努めつゝあり。

記

區 別	内地人	朝鮮人	外國人	計	備 考
醫師	三二	五四	一	八六	八六八名は限地醫業者とす
齒科醫師	四	一	一	二四五	
產婆	三四	六	一	四〇	
種痘施術生	一	一三四	一	一三五	
看護婦	一一	五	一	一七	

藥種商	藥劑師	按摩師	灸術	鍼術
二八	六	三	二	一
二二四	六	二	〇	
二				
二五四	六	九	四	二一

第二節 獸疫

獸疫の發生及豫防

本道に於ける獸疫は氣腫疽、炭疽最も多く狂犬病之に次ぎ常時其の跡を絶たず發生地は廣汎に亙ると雖も道内東部及北部に位する延白金川、平山、新溪、谷山、遼安、瑞興の各郡及南海岸に沿へる瓮津郡等に發生最も多く大正十、十一年に於ては前記延白、瓮津の二郡を

除く六箇郡に於ては牛疫、豚虎列拉の侵襲を受け産業經濟上に將亦交通運輸上に至大の慘害を來し農民及運輸業者の蒙れる損害亦尠なしとせず之が豫防制遏には各郡産業技手(畜産技術員)に獸疫檢疫委員を命じ警察官に對しては巡查教習中又は衛生講習等機會ある毎に獸疫に對する智識の涵養に努め兩者相提携し獸疫病獸の早期發見獸疫斃獸の處置、消毒の嚴行、豫防注射の實施等萬全を期しつゝ、あり然るに之れに反し氣腫疽、炭疽等の發生稍増加の傾向を示せるは地方警察官の獸疫病獸の診定漸次正鵠を見るに至りしものにして必ずしも其の實數の増加にあらざれば撲滅の效果も近からべし。

今既往十箇年間の發生頭數及豫防注射頭數を示せば次の如し。

自大正四年
至大正十三年 獸疫發生豫防注射頭數表 (黃海道)

本表中大正十年以降漸次炭疽、氣腫疽の發生數増加したるは警察官の獸疫に對する智識向上せし爲に獸疫の發見數増加したる結果にして發生の増加したるにあらざ又大正十三年に於て炭疽減少し氣腫疽の増加したるも警察官の獸疫病性鑑定正鵠を期したるに依るものにして從來氣腫疽を炭疽として誤認し居たる事を立證するものなり



附 錄

名 勝 古 蹟

本道の東部は山嶽起伏して地勢稍險に中部は平野遠く連りて田園能く開け西部海岸は波穩に砂白くして曲浦水美しき所多く浴遊に適し又諸所に礦泉湧出し其中主なるものは東に平山の温井院、西に信川達泉松禾あり實に山長へに翠滴つて地には悠久の水満てり。

一、正 方 山 城

黃州邑を距る二里黃州郡州南面にあり山城の周圍三里大部分は崩壞し荆棘徒に茂るも尙往時の盛觀を追憶するに足る高麗時代鎮堡

を目的として召募別將を配置せし所なり城内に成佛寺あり朝鮮三十本山の一にして門外の桃杏亦名あり。

二、兼二浦

兼二浦線の終點にして大同江の左岸にあり日露の役京義鐵道敷設に先ち鐵道材料陸揚地點として陸軍工兵中佐渡邊兼二の發見せし所なるを以て此の名あり港内水深く大船巨舶の碇泊に便なり三菱製鐵所を設くるや市況頓に賑盛に赴けり。

三、長壽山

載寧郡花山面に在り一名小金剛と稱す十二曲、妙音寺、壽養瀑、觀音窟、懸庵等附近風光明媚春より秋に至る清遊の客多し鐵道を利用せば朝鮮鐵道西鮮線内土驛よりするを最便利とす又海州、沙

里院の中間餅店よりせば約一里にして十二曲に入るを得可し。

四、首陽山

海州邑外半里にあり山容支那遼西の首陽山に似たるを以て高麗時代に於て首陽山と名づけたりと云ふ山腹に伯夷叔齊を祀れる清聖廟あり廟前の百世清風の古牌は朱子の書なりと云ふ筆力勁健稀に見る大文字たり。

五、真徹大師碑

海州邑外約一里海州郡錦山面廣照寺跡に存在す清泰四年の建立に係り一千年以前のものにして字體古雅眞に愛す可きものあり傍に五重の石塔あり五百餘年前のものにして共に一覽の價値あり。

六、栗谷先生遺蹟

海州邑外四里高山面にあり先生年三十五各種の顯官を受けず海州に在りて孔孟の道を教え一日高山面石潭九曲に遊び深く其の景を賞し各曲に命名し尋で五曲の溪上に聽溪堂を築き又精舎を建て高山九曲歌を作り居を此の地に卜す其の建物等今尙存す。

七、九味浦海水浴場

長淵邑を去る西南約八里半島形の山岬海中に突出し東灣は波靜にして水深く船舶の碇泊に適す今より三十餘年前米人「アツペンゼラー」、「アングウツド」等半島を旅行し此の地に到りたる時外人避暑地として理想的たることを知り明治三十三年「アングウツド」は家族及友人と共に來遊し夏期避暑地としての適否を試験し成績良好なりしかば翌年松川避暑組合を組織し地を區劃し百九十九年

間の租借を爲せりと云ふ爾來年と共に來遊者を増し現在家屋三十
七戸歐米人の避暑客毎夏數百名彼等の多くは七月中旬より九月上
旬迄滞在す。

海水浴場としての適地は約一里にして白沙青松海水清冽夏季絶て
蚊虻を見ず附近一帶風光明媚全鮮第一の稱あり。

八、九月 山

般粟、信川、安岳の三郡に跨る巨山にして一名白岳と稱す連峯中
の最高は海拔三千尺春秋の風光最佳なりと傳へ云ふ檀君初め平壤
に都した後又本山に移る周の武王箕子を朝鮮に封するや檀君乃唐に
行き藏れたりしが後復此の山に還り化して神となれりと檀君臺今
尙存す。

貝葉寺は朝鮮三十本山の一にして別名を寒山寺と稱す今より千百年前唐僧貝葉大師本山に留錫し草庵を建て布教せし所とす月精寺五更樓の邊溪聲松籟に和し登仙の感あり。

温 泉

本道の温泉場に富めるは他道に其比少なく實に十一箇所が多きを數え就中最も名あるは信川、温井院、馬山、松禾の各温泉にして何れも湧出泉湯の豊富なると温度の適度にして風光の佳なるを誇る。

信川温泉

信川邑内より約一里にして至り今や沙里院驛より支線輕鐵の敷設せらるゝに及び鐵道ホテルの設けらるゝあり風光明媚にして西北方遙

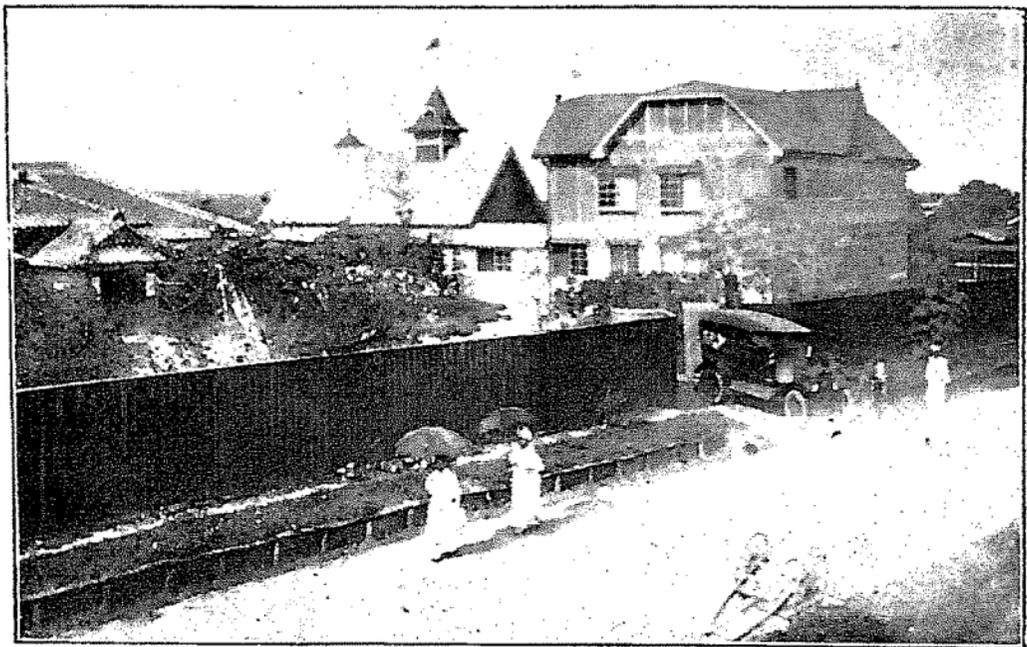
に九月の翠峰を望み浴客四時絶ゆることなし。

温井院温泉

平山郡積岩面にあり南川驛、金郊驛より約七里を隔つると雖自動車の便日に數回に及び泉湯豊富清澄にしてアルカリ性に富み皮膚病胃腸病に効強く最近萬金を投じ設備の至れる浴室の建設せらるゝありて浴客更に加り日に其名の知らるゝに至れり。

松禾温泉

松禾郡邑内より約一里半長淵邑より二里にして至り自動車常に往來して浴客を迎ふ本温泉の他のそれに比し優れたるは四圍の風光絶佳なるにあり即ち前面に川の清き流れあり後に風景佳なる山を負ひ源泉豊富にして透明鏡の如し。



ルテホ泉温川信

馬山温泉

郡廳所在地なる馬山邑至る所に豊富にして鹽分に富める泉湯湧出し浴客常に多し。

温(冷)泉一覽

所在地	泉質	備	考
延白郡温泉面	單純泉		
平山郡積岩面	アルカリ泉	通稱 温井院温泉	
同 新岩面	硫黄泉	ナシ	
瓮津郡馬山面	食鹽泉	馬山温泉	
松禾郡蓮井面	硫黄泉	松禾温泉	
信川郡温泉面	炭酸泉	信川温泉	
同 弓興面	同	温井洞温泉	

海州馬山間				海州長淵間			
海州發	馬山發	海州着	馬山着	海州發	長淵發	海州着	長淵着
午前九時	午前九時	午後一時	午後一時	午前九時	午後一時	午前九時	午後一時
三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	長淵着	海州着	午前一一時五〇分	午後三時五〇分
馬山着	馬山着	海州着	海州着	竹川	竹川	竹川	竹川
午後三時五〇分	午後三時五〇分	午後三時二〇分	午後三時二〇分	三哩一八	三哩一八	三哩一八	三哩一八
馬山	馬山	馬湖里	馬湖里	四哩〇〇	四哩〇〇	四哩〇〇	四哩〇〇
二哩一〇	二哩一〇	四哩〇〇	四哩〇〇	二哩二〇	二哩二〇	二哩二〇	二哩二〇
一〇哩〇二	一〇哩〇二	一四四〇	一四四〇	八哩〇〇	八哩〇〇	八哩〇〇	八哩〇〇
一四九〇	一四九〇	六里一〇	六里一〇	二四二〇	二四二〇	二四二〇	二四二〇
四四〇〇	四四〇〇	二四二〇	二四二〇	三哩一八	三哩一八	三哩一八	三哩一八
四四〇五	四四〇五	四四〇五	四四〇五	四四〇五	四四〇五	四四〇五	四四〇五

海州龍塘浦間

海	
州	
龍	四五〇
塘	一里二七
浦	

海州發 午前九時
午後一時

龍塘浦着 午前九時二〇分
午後一時二〇分

龍塘浦發 午前十一時
午後二時

海州着 午前十一時二〇分
午後二時二〇分

大正十四年三月二十五日印刷

大正十四年三月三十日發行

發行者

朝鮮總督府黃海道

京城旭町二丁目十番地

印刷者 天野キヨ

京城旭町二丁目十番地

印刷所 京城印刷所



LIBRARY
UNIVERSITY OF CALIFORNIA
SAN DIEGO
CALIF. 92161
30